

砥 部 町 議 会
令 和 2 年 第 3 回 定 例 会
会 議 録

令和2年第3回砥部町議会定例会（第1日） 会議録

招集年月日	令和2年9月3日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和2年9月3日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	2 番 佐々木公博 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男	3 番 原田公夫 7 番 森永茂男 10 番 西岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画政策課長 伊達定真 戸籍税務課長 門田 巧 介護福祉課長 松下寛志 建設課長 門田 作 生活環境課長 小中 学 会計管理者 富岡 修 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 岡田洋志 商工観光課長 高橋 桂 保険健康課長 池田晃一 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長 大内 均 上下水道課長 藤田泰宏 広田支所長 山本勝彦 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 堀潤一郎 局長補佐 楠 耕一		
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 8 番 松崎浩司 9 番 大平弘子		
傍 聴 者	6人		

令和2年第3回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

・散 会

令和2年第3回砥部町議会定例会

令和2年9月3日(木)

午前9時30分開会

○議長(政岡洋三郎) ただいまから、令和2年第3回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 令和2年第3回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、残暑厳しい折、また公私ともに何かとお忙しい中、本日から11日までの9日間にわたり、町政運営に関わる重要案件につきましてご審議を賜りますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。さて、7月の豪雨から一転し、8月は晴天が続き、17日には、静岡県浜松市でこれまでの国内最高気温と並ぶ41.1度を記録するなど、連日各地で猛暑となりました。感染症と熱中症の双方への対策、大型イベント・スポーツ大会の中止、お盆や夏季休暇中の移動自粛など、例年と異なる特別な夏への対応により、心身ともに負担を感じられた方も多かったのではないのでしょうか。国政に目を向けますと、再拡大が続くコロナ禍にあっても、国会が召集されず、政治の停滞が懸念されておりましたが、先週末、安倍総理が突然、辞任の意向を表明されました。安倍一強と言われ、連続在職日数が史上最長となった矢先の決断であり、第一次政権同様、健康問題での辞任は、ご本人にとって苦渋の決断であったと推察をいたします。7年8か月という長きにわたって総理大臣の重責を担われたことに敬意を表するとともに、退任後は、しっかりと療養をいただき、早期回復をお祈りいたします。当面は、引き続き安倍総理が任にあたることもあり、後任選出までには一定の時間を要するものと思われませんが、現在の諸課題に支障をきたすことの無いよう、新総理には、速やかに臨時国会を開き、特措法の改正など、今必要な対策を講じていただきたいと思います。また、野党におかれましても、国民民主党と立憲民主党の合流が決定し、一定規模の勢力が結集されるようですが、離合集散を繰り返した過去を真摯に受け止め、民意の受け皿としての国民の信頼を得る、責任ある行動を示していただきたいと思います。暗いニュースが続く中、将棋の世界では、18歳の藤井聡太さんが、最年少二冠・八段昇格を果たされました。いつの時代も、こうした若者の活躍が我々に希望と勇気を与えてくれると思います。今後の活躍に大いに期待するとともに、我々も藤井二冠に負けぬよう、困難な時代に立ち向かってまいりたいと考えております。それでは、本定例会に提案させていただきます議案につきまして申し上げます。財政に関する報告が2件、教育委員会点検評価に関する報告が1件、条例改正に関する議案が2件、補正予算に関する議案が2件、令和元年度会計の決算認定が10件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で説明させていただきますので、ご議決賜りますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長(政岡洋三郎) これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（政岡洋三郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番松崎浩司君、9番大平弘子君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（政岡洋三郎） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る8月26日開催の議会運営委員会において、本日から11日までの9日間としております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から11日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（政岡洋三郎） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、総務常任委員会副委員長の選任についてご報告します。菊池伸二議員のご逝去により、総務常任委員会副委員長が欠けました。閉会中に委員会を開催し、互選の結果、副委員長に松崎浩司君が選任されましたのでご報告します。次に、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に監査委員より、7月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（政岡洋三郎） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 令和2年6月議会後からの行政報告を行います。お配りをしております行政報告をご覧ください。総務課。6月1日から8月3日までの落札の状況でございます。入札件数が40件、設計金額の総額が7億7,705万円、落札総額が6億7,553万1千円、落札率が86.9%でございます。①建設工事24件、②測量・建設コンサルタント6件、③委託業務7件、④物品購入3件でございます。内訳につきましてはご覧のとおりでございます。

(2) 6月10日、砥部町水防協議会を中央公民館で開催し、令和2年度砥部町水防計画案が承認されました。協議会后、県、警察、消防の関係機関参加のもと、頭ノ向区の土砂災害警戒区域と重光・八倉地域の重要水防箇所のパトロールを行いました。(3) 6月14日、出水期中の円滑な水防活動に取り組むため、高尾田八瀬樋門と麻生小学校プールで排水ポンプ車の操作訓練を実施しました。訓練には、国土交通省所管の排水ポンプ車操作受託者である小

泉組から講師を招き、消防団員の操作技術の向上を図りました。参加分団員は、消防団第1分団から3分団の団員38人でございます。(4)梅雨前線の停滞により、7月6日から11日の間、町内でも長雨が続き、土砂災害等の危険が高まったことから、7日に町内全域に避難勧告を発令し避難所を開設するとともに、八瀬樋門の排水活動のため、町の排水ポンプ車を出動させ、浸水被害防止に努めました。主な被害状況等はご覧のとおりでございます。2ページをご覧ください。(5)私の地元応援募金寄附贈呈式でございます。8月6日、明治安田生命保険相互会社松山支社様から、私の地元応援募金として、本町に40万8,400円の寄附がありました。これは、地域に寄り添う社会貢献活動の一環として、同社従業員の皆さんが、コロナ禍で支援を必要とする出身地などに対し、任意で募金を行うもので、これに会社からの寄附を加え実施されたものです。企画政策課。(1)特別定額給付金の給付状況でございます。申請期間は5月15日から8月17日まででございます。給付世帯数は9,299世帯、99.6%でございます。給付総額は20億7,760万円でございます。(2)町内の未整備地域の光ファイバー網を民設民営で整備するにあたり、8月7日にNTT西日本愛媛支店と超高速ブロードバンド整備事業連携協定を締結いたしました。商工観光課。6月18日、役場ロビーにおいて、愛媛県ご当地プロレスの愛媛プロレスに砥部焼の優勝杯を寄贈しました。愛媛プロレスは、砥部焼の四国統一王者ベルトを使用しているほか、昨年、道場を町内に移転するなど、砥部町に貢献されています。子育て支援課。(1)子育て世帯臨時交付金の支給状況でございます。一般支給対象者は事業を完了いたしました。支給対象者数1,357人、対象児童数2,328人、支給辞退者なし、給付金額2,328万円でございます。公務員支給対象者は8月末現在の状況でございますが、ご覧のとおりでございます。3ページをご覧ください。(2)4月から中央公民館に開設しました、子育て支援センターの愛称が、とべっこらに決定し、8月12日に最優秀愛称賞受賞者である、小中明廣さんの表彰式を行いました。とべっこらは、砥部っ子らがのびのび大きく育っていくようにとの願いが込められており、今後、多くの親子に活用していただきながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援が実現できるよう努めていきます。建設課。主要工事の進捗率でございます。町単独事業、①町道日の出広瀬線道路改良工事、令和元年度繰越分、進捗率60%でございます。②町道仙波線2工区道路改良工事、進捗率10%でございます。③町道原町麻生線道路改良工事その1、同じく④その2、両方とも進捗率10%でございます。多居谷A地区がけ崩れ防災対策工事、進捗率10%でございます。町道樽山線道路災害復旧工事他17件、令和元年度繰越、全体進捗率70%でございます。農林課。8月27日に、中予地域の適正な森林管理と、林業の成長産業化を図る事を目的として、松山市・伊予市・東温市・砥部町・松山流域森林組合・伊予森林組合・砥部町森林組合の3市1町3森林組合共同で、中予森林管理推進センターを設立しました。生活環境課。満穂本郷簡易給水施設改良工事は進捗率5%でございます。4ページをご覧ください。上下水道課。(1)小規模下水道事業等固定資産調査及び評価委託業務、令和2年から3年度事業。7月6日入札の結果、株式会社NJS松山事務所と契約を締結しました。契約の内容等はご覧のとおりでございます。(2)下水道事業地方公営企業法適用移行支援委託業務、令和2年から3年度事業。7月28日に、株式会社愛媛電算と特命随意契約を締結しました。契

約の内容等をご覧のとおりでございます。(3) 主要工事の進捗率、公共下水道事業関係、令和元年度からの繰越分、面整備、①高尾田区 63 工区、進捗率 80%でございます。②高尾田区 65 工区、7 月 31 日完成いたしました。令和 2 年度現年分、面整備、高尾田区 67 工区、進捗率 5%でございます。水道事業関係、令和元年度からの繰越分、公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その 32 高尾田、進捗率 30%でございます。令和 2 年度現年分、砥部町上水道第 6 配水池築造成工、進捗率 5%でございます。5 ページをご覧ください。学校教育課。(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響についてでございます。臨時休校に伴う授業日の不足を補うため、夏季休業を 3 週間程度短縮し、7 月 21 日から 31 日まで及び 8 月 24 日から 31 日までの間、授業を行いました。授業中は、昨年度整備したエアコンを利用しながら十分な換気を行い、児童生徒の健康状態を把握しながら感染予防対策及び熱中症対策に努めました。また、感染防止のため水泳の授業と町内小学校水泳大会を中止しました。

(2) 就学援助特別給付金の給付状況でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校に伴い、家庭学習等に要する費用を援助しました。支給対象者、要・準要保護児童生徒及び特別支援教育就学奨励費対象児童生徒、給付額、対象児童生徒 1 人につき 1 万円、支給者数 196 人、支給金額 196 万円でございます。以上で行政報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 以上で、行政報告を終わります。



日程第 5 一般質問

○議長（政岡洋三郎） 日程第 5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は 35 分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。8 番松崎浩司君。

○8 番（松崎浩司） 8 番松崎浩司でございます。今年の夏は例年の夏に比べて 1.8 度高かったというような愛媛新聞の記事が今日載っていました。これから夏バテの季節になります。理事者の皆様方、そして議員の皆様方、夏バテには十分ご留意いただきまして、この秋を乗り越えていただければと思います。それでは議長の御許可をいただきましたので、2 点一般質問をさせていただきます。1 点目は、超高速ブロードバンド整備後の町づくりは、ということで、去る 7 月 17 日の臨時会におきまして、未整備地域に対する超高速ブロードバンド整備費用の補助金 3 億 2,000 万円の補正予算が可決されました。令和 4 年 3 月末までの完成予定だそうです。これで町内全域にハイレベルなネット環境が整備されることとなります。そして、今回の新型コロナウイルス感染症拡大により政府が進めております G I G A スクール構想も早まるというような報道もありました。町内全域にネットワーク環境が整備された後、G I G A スクールといった教育問題をはじめ、どのような町づくりを考えておられるのか、町長のご所見を伺います。2 番目としまして、空き家・廃園からの雑草・雑木の除去の対策を、ということで、現在、人口減少社会による空き家の増加により、隣地の空き家から雑草

や雑木が生えてきて、困っているというような声を聞くことがあります。相続人が都会に住んでいて、現状を把握していないようなケースもあるようです。そのため、隣地に住んでいる住民が高齢化している場合、以前のようにみ出てくる雑草・雑木の処理もできかねているのが現状のようです。これは、廃園も同様だと考えます。このようなケースはあくまで民民の問題ではあります。しかしながら、人口減少、高齢化時代を迎えた中、町として、行政としても何がしかの対策が必要になってくるのではないのでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。以上2点です。よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 松崎議員のご質問にお答えします。はじめに、超高速ブロードバンド整備後の町づくりについてのご質問ですが、スマートフォンやタブレット端末などに代表される急速なICTの進化は、私たちの働き方や日常に大きな変化をもたらしております。その中であって、新型コロナウイルス感染症対策におけるオンライン学習・テレワーク・オンライン診療などは、まさに、ウィズコロナにおける新たな日常の新スタンダードであると考えております。この新スタンダードの基盤となる超高速ブロードバンドの整備は、町内どここの家庭においても、複数のパソコン、スマートフォン、テレビ・ゲーム機等の同時利用が可能となり、快適な日常生活と、更なる利便性の向上は、今後の過疎地域における移住・定住の促進や企業誘致においても、とても効果的であると考えております。また、超高速ブロードバンドの整備後の町づくりとして、教育分野におきましては、広田地域においても通信環境が改善され、学校や家庭におけるICT教育の均等化が図られると考えており、新型コロナウイルスや災害状況下においても、家庭でのオンライン学習により、児童生徒が学びを続けられる環境が構築できると考えております。防災分野におきましては、文字や画像、動画を使った視覚情報送信が可能となり、より正確な情報を伝えることができるとともに、避難所にフリーWi-Fiを導入することで、避難者がより多くの情報を収集できるようになります。観光分野におきましても、観光物産のネット販売や、観光地等にフリーWi-Fiを導入することで、県外や海外からの観光客がインターネットを通じて、多くの情報を収集することができるほか、SNS等の情報発信もできるようになります。このように、超高速ブロードバンドの整備によりまして、人・モノ・組織・地域と、あらゆるものがつながり、町内に住む誰もが等しく快適で便利な新たな日常を送れるとともに、砥部に住んでよかった、そしてこれからも住み続けたいと思っただけのまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。次に、空き家・廃園からの雑草・雑木の除去の対策をとのご質問ですが、空き家や廃園がもたらす問題は、公衆衛生や景観、災害など様々な関係法令や対応方法も多岐にわたるため、関係各課で連携・調整して対応に当たっております。まず、空き家につきましては、平成30年4月策定の砥部町空き家等対策計画に基づき、現地を確認したうえで、支障となる雑草・雑木などがある場合は、土地の所有者に対して、除草、伐採など適正な管理をしていただくよう文書で依頼を行っております。また、農地につきましても同様に、農地法に基づき、文書で依頼を行っております。なお、民民の問題につきましても、町が強制力を持って介入することが難しく、解消できないケースもございますが、引き続き、出来る限り可

能な対応を行ってまいりたいと考えております。以上で、松崎議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 8番松崎浩司君。

○8番（松崎浩司） 今回の新型コロナウイルス感染によりまして、オンラインという用語が非常に多岐にわたって使われております。テレワークだとか、オンラインアカデミーとか、オンライン旅行、オンライン授業、オンライン診療、それから電子図書館、オンライン会議とか、これたくさんあるもんだなあ。オンライン旅行にしましても、昨日テレビを見ますと、もういろんな所に本当にバーチャルで、仮想空間で旅行に行ったようなことが楽しめるということで、病気の人とか、けがをした人でも簡単に、例えば北海道でもヨーロッパでも行ったような感覚になれるというので、これはやっぱり素晴らしい技術だなと私も思います。砥部町におきましては、例えばオンライン診療といったことに関しましては、当然、お医者さんと患者がオンラインで診察を受けるということになりますけど、やはり診察を受ける方にもやっぱり看護師さんとか必要になってくるというんですね。ですから、なかなかこれもすぐには難しいだろうと。電子図書館というのに関しましては、やはり今治市がやっております全国で100の自治体に取り組んでいるそうですけども、やっぱりこれは県単位の事業になるんじゃないかなと。町、市町村単位の事業ではなく、都道府県単位の事業にした方が、やはり効率化のうえでも望ましいと思います。そこで今日申しましたように、オンライン授業というのは私は非常に砥部町に取りましても、内容的にもいい事業になるんじゃないかなと思います。例えば風邪をひいたとか、怪我をしたとか、そういったことで学校を休んだという時でも、枕元にパソコンなりタブレットを置いておけば、リアルタイムに授業を受けることができます。そして、例えば今日の授業で数学が理解できなかったといった場合は、繰り返し繰り返し動画を見ることによって、理解度は深まってまいります。そういった意味で、ちょうどユーチューブを見るような感覚だと思うんです。ですから、今年の6月議会で砥部町でもGIGAスクール構想の実現に向けて2億1,671万8千円の予算が可決されました。これとはまた、オンライン授業というのは別の問題と、別の事業だというふうに私は理解しておりますけれども、今後やはり、そういった授業面にもこのインターネットというのは十分活用できるのではないかな。ただ問題は、いくらハード面での整備ができたからと言いましても、同時にソフト面での練習が必要になってくるそうです。教える側の教師の持つマイクの位置とか、角度とか、音量とか、また、質問する側の生徒をどのように撮影していくのか。やはりリアルタイムに授業を受けているような、そういうふうな環境を作るには、細々とした技術を習得する必要がありますし、これやっぱり数か月単位での時間がかかるというふうなことを聞いております。GIGAスクールに関しましては、もう予算も可決されたことですので、今後、令和4年3月31日までに砥部町全域に超高速ブロードバンドが整備されるのを待たずに、令和3年、つまり来年の当初予算にオンライン授業のハード面とソフト面の両面にわたる整備費用を計上していけば、1年あれば十分なソフトの練習にもなりますから、取り組んでいくべきではないかと思いますが、教育長いかがお考えでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 大江教育長。

○**教育長（大江章吾）** 松崎議員さんのご質問にお答えをいたします。議員さんおっしゃられるように、やはりこれから可能性というものがかなり広がってくると思います。それで今年度につきましては、急遽そのハード整備というのをやろうということでございます。そしてこれからソフト整備と言いますか、実際どのような形で授業を進めていくのかということですね、具体的にその目に見えるような形にしていくということになると思いますけれども、今現在、教職員の方では、その授業の進め方であるとか、そういったものの研修をですね、進めているというような現状でございます。それでやはり、家庭における環境ですね、例えばその、光回線が各家庭に行くわけですから、それを受ける側の環境も当然整備する必要があります。これにつきましても、このハード整備が終わった後ですね、考えていくというようなことになってございます。それで、やはり議員さん言われるように、やはり学校を休んだ方、子どもさんのフォロー、これはやはり厚くできるようなことになるんだろうというふうに思っております。それで、それと合わせまして、やはり今、不登校児童生徒、こちらの方ですね、フォローもこれによってですね、もうちょっと手厚くできるんじゃないかというふうなことを考えております。実際先進県では、不登校児童生徒に対するフォローと言うんですか、これでかなり成果は挙げているという事例もあるようでございますので、これにつきましてもですね、今後の課題として十分検討をしていきたいというふうに考えております。以上で終わります。

○**議長（政岡洋三郎）** 8番松崎浩司君。

○**8番（松崎浩司）** 町としましても、いろいろ研究していただいているというのを聞きまして安心いたしております。もちろん、オンライン授業ができたからと言って、学校が不要になるわけではありません。学校は学校なりの値打ちというのがありますので、その補助として、やはりオンライン授業というのには必要になってくるだろうと。またその、きちんとしたソフト面での運用を図るには、私は1年ぐらいかかるんじゃないかと思っておりますので、なるべく早くに取り組んでいただくとように要望したいと思います。続きまして、2点目のことでございますが、民民ということもあります。また、町長も文書で廃屋、また農地のそういう荒廃している所に関しましては、文書で依頼しているというのを聞いておりますが、きちんと対応してくれる地権者もいらっしやるでしょうけども、中には対応していただけない、いただきにくいところがあるかと思っております。農地の場合はなかなか買い手がいないというのは、私も十分承知しております。ただ、廃屋ですね。例えば住めるような状態にない廃屋を、所有者が解体しない理由の1つとして、解体して更地にしますと、その土地の固定資産税が平均4.25倍になるというのを伺っております。やはり一般住宅の売買に関する流動性を高めていくのが、そういう廃屋対策の1つになろうかと思っておりますが、何がしかの手立てを通じて、売買の流動性を高めるといったことができないでしょうか。お尋ねします。

○**議長（政岡洋三郎）** 佐川町長。

○**町長（佐川秀紀）** ただ今の松崎議員のご質問にお答えいたします。家を壊すと6分の1になっておった固定資産税が元へ戻るというふうなことで、これが大きな問題であろうというふうに、それが1つ、空き家をそのままにしておる原因の1つであるというのはいま十分

認識をしております。この税金をどうするかという問題も1つの、課題の1つかというふうにも思っておりますので、それらも含めまして、この問題は十分今後増えてくるだろうという問題もありますので、検討をさせていただきたいのと、これを第三者に譲るという方法がスムーズにいけるような方法があるかないか、そこらあたりも十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（政岡洋三郎） 8番松崎浩司君。

○8番（松崎浩司） 本来農道でしたら、農道に面して左右に農地があります。所有者が高齢化していったり、急斜面にあるといった土地環境などにより、その農地が荒廃してきますと農道にまで雑草や雑木に影響が出てきて、その先に農地を持っている農家の負担で雑木、雑草の処理をしないといけなくなります。そうなりますと、やはり農業に対する意欲も低下していく。また、一般住宅やそういう荒廃している住宅、不動産を売ろうとしても隣地に雑木・雑草で生い茂った廃屋があった場合に、売ろうとしてもやはり不動産価格は下落するわけですね。やはりまた、買い手がいない場合も出てくるかと思えます。そうなりますとやはり、きつい言葉ですけど、財産権の侵害といったことにもなるかと思えますので、町長はじめ、担当課のほうで十分に検討していただきまして、そういう荒廃園地、また、廃屋が無くなるような流動性を高めて、次の買い手が見つかるような仕組みづくりを今後していただくように要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 松崎浩司君の質問を終わります。3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 3番原田公夫でございます。まず初めに7月豪雨で被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。それでは今回、2点について質問させていただきます。まず第1点目が、新型コロナウイルスによる雇用への影響は、ということでございます。新型コロナウイルスの影響で、解雇や雇止めにあった人が4万人を超えたという厚生労働省の集計発表がありました。業種別では宿泊業、製造業が最多で、飲食業、小売業が続いているとのことです。経済低迷の長期化と感染の再拡大で経営が圧迫され、人を減らす動きが加速しています。また、障がい者の解雇が増加しているとのことです。法定雇用率を達成できているであろうか心配するところでございます。そこで本町の中小企業等は、どの程度新型コロナウイルスの影響を受けているのか、また、それに対してどのような対策をしているのか、町長のご所見をお伺いします。2点目が、脱プラスチックへの取り組みは、ということでございます。7月からレジ袋の有料化が始まり、マイバックを持参しての買い物など、生活慣行の変化が出てきています。ペットボトルなどは1995年に制定された容器包装リサイクル法に基づき、市町村が分別回収してリサイクルに回す仕組みが定着しています。今回、政府はプラスチック製の容器包装に加え、文具、玩具などのプラスチック製品もプラスチック資源として家庭から一括回収する方針であり、その役割を市町村に要請するとのことです。実施は2022年度以降のようですが、本町では脱プラスチックについて、どのような対策を検討しているのか、町長のご所見をお伺いします。よろしくお願いたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。はじめに、新型コロナウイルスに

よる雇用への影響についてのご質問ですが、厚生労働省の発表を受けた昨日の報道によりますと、8月31日時点の全国の新型コロナウイルスに関連する解雇等見込み労働者数は、50,326人となり、5月以降は、ひと月に1万人のペースで増加しております。その内、愛媛県では、解雇等見込み労働者数が399人となっております。町内の状況でございますが、ハローワーク松山の求職者数の集計において、3月が260人、4月が306人、5月が328人、6月が345人と、3月から増加傾向となっておりますが、関係機関への聞き取りでは、新型コロナウイルスの影響による町内の倒産や廃業の情報はなく、町内事業所の雇用は、維持できているものと考えております。本町ではこれまで、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業といたしまして、中小事業者向けの支援を行い、事業の継続を図ってまいりました。このことは、雇用の維持の面においてもその成果があったものと考えられます。また、町内において、障がい者を雇用しなければならない事業所は現在7社あり、この事業者が法定雇用率を満たしているか、ハローワークに確認いたしました。回答をいただけませんでした。しかしながら、町の役割は、障がい者がその能力を最大限に発揮して働くことができるように支援することですので、就労を希望する障がい者から相談がございましたら、就労移行支援や就労継続支援など障がい福祉サービスにつなげ、最も適した場所で就労ができるように、今後も引き続き支援をしてまいります。次に、脱プラスチックへの取り組みについてのご質問ですが、国は、これまで進めてきた3R、リデュース、リユース、リサイクルを一層推進するため、令和元年5月にプラスチック資源循環戦略を策定いたしました。これを受け、県内各市町においてもプラスチック資源循環の取組みを促進しているところでございます。本町におきましては、これまで、ペットボトル以外のプラスチックはごみを燃料ごみとして収集し、固形燃料の原料として資源化を図ってきたところでございます。今後は、更なる取組みといたしまして、再生可能なバイオマスプラスチック製指定ごみ袋の導入や、店頭回収等のリサイクルの促進など、循環型社会推進のために、住民や、事業所との連携を図り、協働による持続可能な対策をごみ処理の広域化という課題に合わせて検討してまいりたいと考えております。以上で、原田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 新型コロナウイルスによる雇用への影響という部分については、維持できるよう対応しておるということでございます。先ほど町長回答いただきましたように、昨日の新聞に50,326人という、全国ではそのような解雇、雇止めがあるというようなことが出ておりました。そういった中で、本町については現状維持ができているのではないかなという状況のようでございます。しかし、前半ではそういった部分があったかもしれませんが、今後経済の低迷が続くと年末にかけて厳しいところがだんだん出てくるのではないかなという気もしております。先般、社会福祉協議会の所へちょっと行って聞いてみたんですが、緊急小口資金とか総合支援資金とか、そういった貸付の申請がかなり出ておるということで、継続資金をいかにやっていくかというところに事業者も対処しておるのではないかなというように考えます。先日の新聞で、愛媛県で宇和島のスーパーが破産したと。8月31日で社員100人、パート120人、計220人が全員解雇されたと。また四国では徳島のそごうが閉店し

たとか、やはりだんだん四国内でもそういった傾向が出てきておるといように見受けられます。コロナ対策の持続化給付金につきましてもそういったことで、中小企業には最大 200 万円、個人事業主には最大 100 万円というようなことで、1 か月の事業収入が前年度比 1.5 割以上減額した場合には、そういった給付金があったと。そういったことで、春の砥部焼まつりが流れた後に、そういったことで窯屋さんの一部でもそういった資金を利用したとかいうような話も伺います。現在は、政府の無利子融資制度などで急場の資金繰りを乗り越えた企業が結構多いというふうに一般的に言われておりますが、一方で、感染拡大前の水準に売り上げが戻らず、秋以降に運転資金を確保できなくなり、会社をたたむ例が多くなるのではないかという懸念がされております。いったん融資を受けた企業が破たんする例も出ておるといようなことでございます。こういったことで、現在社協が先ほど言いました緊急小口資金と総合支援資金と、こういった無利子の貸付等がございますが、これはあくまで、貸付でございますので返還しなければならないといようなことでございます。厚生労働省の発表によりますと、特例が始まった 3 月 25 日から 7 月 25 日の 4 か月の速報値として、貸付件数が 78 万 8 千件、貸付額が 2,130 億円といようなことが報道されておりました。こういったことを考えますと、今後年末にかけての町の中小企業の動向はどのように、現在は維持できておるといことですが、どのような感覚を持っておるのか、できれば担当課の方で答弁いただけたらと思っております。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 新型コロナウイルスの関連に伴いました問題につきましては、事業所に対する支援、これは今まで何回もやってきておるわけございまして、それらにつきましてはかなりの効果があったといふふうにも思っておりまして、先ほども申しましたように事業所については、十分に潤っておる部分もあるといふふうなことございましてけれども、今当初で 9,900 万ほどの援助分につきましては、申込数が多いといふふう聞いておりまして、今の予算では足りないといふふうにも担当から聞いておりますので、これにつきましては、要望に十分応えて、また、皆様方と協議をしながら 12 月議会にはまた、追加のお願いもせないかんのではないかといふふうにも考えております。そういった中で、我々は商工会でありますとか、工業組合でありますとか、そういった団体がございますので、そのあたりの意見を十分聞きながら対処をしてみたいといふふうにも思っております。また、先ほどの個別の雇用者に対するといひますか、個人の生活に対する小口融資といった、そういったものにつきましても、今どういふふうな状態が本当に先ほども社会福祉協議会からの需要を聞いておるといふふうにも聞いておりますけれども、砥部町の住民の方が砥部の事業所に勤めておるだけでなく、かなりの方が松山あたりに勤務をしておられるといふふうなこと、その勤務先の事情等もかなりあろうかと思ひまして、そのあたりの雇用をされておる皆様方のいろんな条件も違ってくるといふふうなこと、またこれから砥部町だけでなく、日本全国で今後新型コロナウイルスの感染症拡大の影響によりまして、かなりの範囲でいろんな問題が出てくるのではないかといふふうにも考えられますので、またその都度皆様方と十分協議をしながら、また、各種団体の皆様方とも協議をしながら、この問題については、長期の戦

いとして対応をしていかなければならないというふうにも考えておりますので、十分ご理解を賜りたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 今後長期の戦いとして対応していくというようなことで、町内企業等が倒産とか廃業にならないように努力していただきたいと思います。もう1点、関連してですが、先ほど障がい者雇用の件について、対象が7社あって、回答がなかったというようなことでございますが、教育委員会等で先日新聞に出ておったのが、都道府県教諭であれば2.4%であるのに、愛媛県は1.5%というような数字が出ておりました。民間企業に義務付ける障がい者の法定雇用率は2.2%、来年1月より2.3%に引き上げることを検討しておるといようなことも報道されておりますが、そういった中で、ちょっと民間はわからないということなんですが、町の役場の障害者雇用率、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 原田議員の質問にお答えします。まず、町長部局でございますが、障害者雇用法に基づく法定雇用率、先ほども申されました2.5でございますが、実雇用率が1.64でございます。これは毎年6月1日現在で報告しておりますが、法定雇用人員は6人ですが、現在雇用している障がい者数は4名でございますので、法定雇用障害者数を達成するためには2名の雇用が必要ということで、現在ハローワークでありますとか、障がい者就業生活支援センターでありますとか、見奈良の特別支援学校でありますとか、そういった所の指導者の方と面談、相談いたしまして、来年4月の採用に向けて取り組んでいるところでございます。教育委員会部局におきましては、先ほど申されたとおり2.4%ということで、実雇用率は2.15ということで、法定雇用障害者数は2人ということで、現在障がい者雇用でいきますと2人、これは特別障がいということでの加算措置ということがございまして、2人換算ということになっておりますので、法定雇用障害者数は達成しておるといふふうになっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 障害者雇用率については、町長部局が雇用が2.5ということで、その分について、若干町長部局のほうは実質的に2人まだ足りないというようなことでございますが、新規採用等に向けて、今後努力をしていくというようなことですので、ぜひお願いしておきたいと思います。あと、民間企業で法定雇用が7社あるというような事なんですが、業種的には何人以上のとか、そういった従業員数とかの基準なんですか。

○議長（政岡洋三郎） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 原田議員さんのご質問にお答えをいたします。民間企業の法定雇用率は2.2%となっておりますが、まず1人、45.45人以上の従業員がおられる所につきまして1人雇わなければならないと逆算するとなります。それから7社あるうちの業種ですが、ここらについては法定雇用率を満たすための指導というのは、ハローワークの業務になっておりますので、そこらへんの詳しい内容については回答をいただけませんでした。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） ありがとうございます。45.45人に1人ということなんで結構大人数を抱えておる会社が町内そんなにあったかなというような、ちょっと勉強不足な気はいたしますが、なるべくハローワークのほうの指導というようなことではございますが、雇用が守られるように尽力していただきたいと思います。それでは続いて、脱プラスチックへの取り組みの方でございますが、これについては、資源化として回収して、再生バイオマスのごみ袋作成とか、ごみ処理の広域化で対応していくというようなご答弁だったと思います。確かに先日ですか、中予の6市町で可燃ごみ中心のごみ処理広域化施設の集約など、松山ブロックごみ処理広域化検討協議会の初会合があったということでございます。今後、方向性については幹事会で協議していくというようなことになろうかと思っております。現在、ごみ処理については、久万高原町はもうすでに松山市にお願いしておるというようなことで、砥部町の場合は今RDFというごみ資源化の部分でございますが、もし広域化で松山市の方に一緒になる場合でしたら、ごみ処理の方法については、松山市は現在焼却が多いと思うんですが、やっぱりそういった方向に、まだ協議していくということなんで、ある程度言えない部分があるのかもしれませんが、そのあたりもしご答弁いただける内容がございましたら。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの原田議員のご質問にお答えいたします。今久万もすでに松山市に行くとんですけども、仮にそういうことになれば松山市の分別収集に合わさなければならぬと、そのように考えております。

○議長（政岡洋三郎） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 大体、プラスチック等のごみの処分については焼却というのがほとんどのようでございますが、発電したりするサーマルリサイクルが半分以上占めて、残り単純焼却も3分の2というようなことでございます。再生プラスチックの材料になるのは、2割に満たないというようなことが言われておりますが、これを現状変えるには、やっぱりそういう部分について、そういった分別コストがいるとかいうようなことを見直していく必要があるのではないかとというようなことも言われております。国が自治体任せにするということではなく、やっぱり効率の良いリサイクル施設の新増設について国もやはりある程度は投資をしていただけるというようなシステムが1番地方自治体も助かるのではないかといいふうな気もいたします。そういったことで、行政と事業者、消費者が歩調を合わせて現状を根本から改めていく新しい方針を持っていただきたいというふうに思います。また、ごみ袋でも再生バイオマスとかいろいろあるというようなことで、マクドナルドや吉野家とかいうのがトウモロコシといった食物から作るプラスチックが25%以上含まれたレジ袋を環境への悪影響が少ないとして使っておるとか、そういった部分もあるようでございます。あと、環境に悪いというのは、そのプラスチックの破片が海に大量に流れ込んで汚染しておって、死んだクジラの体の中からプラスチックの袋が出てくるとか、あと、プラスチックの破片が波とか岩とかにあたって、砕けてそれを魚が食べて、その魚を人間が食べると。そういった悪循環になるというようなこともございます。人の健康を害する恐れがあるということでご

ございますので、このプラスチックの処分、また有効な再生利用についていろいろ今後広域でやっていくということではございますが、そういった部分でいい計画ができるようお願いしたいと思います。国がごみ処理を市町村の広域連携による施設の統廃合や共同維持管理などの計画を定めるよう都道府県にも求めておまして、愛媛県は2021年度末までに策定するというようなことが報道されております。そういった中にこの計画が上手く機能できるような取り組みになるよう期待したいと思います。先ほど言いましたプラごみですが、日本で1年間に出るごみが約900万トンあるらしいです。そのうちのレジ袋については約2%ということではほとんど量としては少ないということではございますが、再資源化について今後ともいい方向になるようご検討いただくようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（政岡洋三郎） 原田公夫君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は午前10時45分の予定です。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（政岡洋三郎） 再開します。14番中島博志君。

○14番（中島博志） 14番中島です。議長の許可をいただきましたので、2点ほど質問させていただきます。まず1点目でございます。地域包括ケアにおける国保診療の役割についてをお尋ねいたします。少子高齢化が急速に進展する広田地区において、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・保健・福祉が一体的に切れ目なく提供される包括医療が求められています。これら地域包括ケアシステムを推進するうえで、広田地域唯一の医療機関であります国保診療所の機能強化への取り組み等関連について、町長のご所見をお伺いします。次に2点目ですが、山村留学センター老朽化に伴う改修についてをお尋ねします。センター運営にあたり、固定化する人間関係など、小規模校が抱える課題の解消を図るとともに、豊かな自然環境の中での共同生活、体験活動を通じて、心豊かでたくましい子どもの育成を図ることを目的に平成4年に開設され、多くの留学生が巣立っています。現在では、過去5年間の平均を上回る児童を受け入れ、目標人数を概ね達成し、適切な運営がなされていると思われれます。平成29年度、30年度の教育委員会における事務の管理・執行状況の事業評価において、課題として施設の老朽化が進んでいるとの指摘を受けています。山村留学センターが平成4年に開所され、今年で27年が経過し、施設の内部及び外部の傷みも多く見受けられます。この際、将来を見据えた中で、総合的な検討を含め、全面改修を考えてはとありますが、町長のご所見をお伺いします。以上2点についてお尋ねいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 中島議員のご質問にお答えします。はじめに、地域包括ケアにおける国保診療所の役割についてのご質問ですが、地域包括ケアシステムにおける国保診療所の役割とは、地域の身近な医療機関として安心して医療サービスを受けられることだと考えております。診療所では、通院者のほとんどが高齢であるため、服薬管理を行い、必要に応じて専門医を紹介するなど、適切な治療に結び付けているほか、通院が困難な患者さんのために、要請に応じて往診を行う体制を整えております。また、介護部門との連携にも取り組んでおり、地域ケア会議において、診療所の医師がケースごとの在宅サービスの妥当性について専門的な助言を行っているほか、広田地域の介護予防教室などに診療所の看護師が参加し、健康相談や健診の受診勧奨などを行っております。今後は、看護師の派遣の機会を増やし、身近な医療相談体制を強化するとともに、若い世代から特定健診の受診勧奨を行うことで、早期予防に努め、広田地域における健康寿命を延ばし、さらなる地域医療の充実を図ってまいりたいと考えております。次に、山村留学センター老朽化に伴う改修についてのご質問ですが、まず、山村留学センターは、旧高市小学校と広田小学校の存続並びに高市地域の活性化に大きな役割を果たしてきたと認識をしております。中島議員ご指摘のとおり、施設は老朽化が進んでおり、今後ますます維持費が増えていくことが懸念されますが、山村留学センターの全面改修にあたっては、将来のあり方についても合わせて検討する必要があるとございます。今後、建物の詳細調査を実施予定であり、全面改修等の検討を要する場合には、最も好ましい方策について、広田地区地域審議会や高市地区の皆さんと、ご相談してまいりたいと考えております。以上で、中島議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） どうもありがとうございました。保険健康課長にお尋ねしたいんですが、ご答弁の中にありましたように、地域ケア会議、また診療所の業務について何件かお尋ねをいたしたいと思います。まず最初に、先ほどお話にありました、答弁の中にありました地域ケア会議の構成メンバーはどのような方が参加されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 中島議員さんのご質問にお答えをいたします。広田地域ケア会議の構成メンバーは、砥部町国保診療所の医師、看護師、居宅介護支援事業所ひろたのケアマネジャー、特別養護老人ホームひろた相談員、砥部町デイサービスセンターの相談員、砥部町社会福祉協議会のホームヘルパー、砥部町地域包括支援センターの社会福祉士、ケアマネジャー、それと広田支所の保健師が参加して実施をしております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） そのケア会議について、会議の開催は年何回行われているのか、また会議内容について、開示されているのかお尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 中島議員さんのご質問にお答えをいたします。最低限、月 1 回開催をしております。令和元年度は、32 件の対象者についてですね、会議をしております。それと内容については、在宅での介護保険の新規や更新、区分変更などがあつた場合、また

地域で支援の困難な方や気になる状態の方があった時に先ほど申し上げました構成メンバーがですね、議題として挙げて関係者で在宅でどのように生活の支援ができるかということについて関係者が協議するという目的で開催をしております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） ケア会議ですか、その会議には地域の方、また要するに在宅の患者さん、対象者ですね。そういう方、または対象者の家族等は会議には参加していないんですか。

○議長（政岡洋三郎） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 中島議員さんのご質問にお答えをいたします。このケア会議の場には、家族とかそこらの関係者の方は参加をしております。ただ、ここの会議でそういう在宅で生活が困難な方に対する対応を協議するわけですが、普段の見守りとしてこの関係者がですね、訪問をして、そこらの事情は丁寧にお伺いするような対応を取っておりますので、この会議にその関係者は出席はしていません。

○議長（政岡洋三郎） 14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） 今、参加されていないということなのですが、その地域の方や対象になる患者さん、またその家族の方の在宅の診療とかサービスを受けられる場合、そういう要請や意見の把握はどのようにされているんですか。

○議長（政岡洋三郎） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 中島議員さんのご質問にお答えをいたします。この会議を開く前に、関係者が気になる方については、訪問を実施してですね、実態把握という形です。ね、関係者が訪問をしてそこらのご家族やご本人の意見をお伺いしてですね、在宅での生活の支援に活かせるようにですね、実態把握という形で丁寧にお伺いしております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） ここで診療所の業務内容について何点かお尋ねしたいと思います。今看護師として地域内での健康相談や、介護予防、それらの指導や啓発に実際に取り組んでいるということは、私も認識していますし、感謝もしていますが、具体的に言えば経管の栄養とか、ストーマ、わかりやすく言えば胃ろうとか、要するに人工肛門それらの初期的な処置については、現在どのような対処をされているのかお尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） ただいまの中島議員さんのご質問にお答えをいたします。そこらの専門的な、胃ろうであったりストーマの対応であったりとなりますと、診療所の看護師の対応ではなかなか難しい面がある場合は、訪問看護のサービスを地域の方は受けておるのではないかと考えております。そこらの今、広田地区へ訪問看護の提供しておる所が3社ほどございますが、そこらと契約を結んでおって実際にそういう困難な事例が生じた時には、そのサービスを受けて対応しておるんだと考えております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） これ、訪問看護に関わる問題だと思います。この答弁、本来やったら保険健康課長がすべき答弁だと僕は思うんですけど、そこでもう 1 点お尋ねします。今地域医療に必要な検診機材が診療所に備え付けてあります。心電図、エコー、胃カメラ、レントゲン設備は整っておりますが、それらの機材が現在使用されているのかお尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 池田保険健康課長。

○保険健康課長（池田晃一） 中島議員のご質問にお答えします。ご指摘のあったとおり、診療所にレントゲンや心電図などの設備が備わっておりますが、現時点でレントゲン、心電図、胃カメラ、エコーについては、医師が確証をもって診断できないという理由で使われておりません。

○議長（政岡洋三郎） 14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） 現在使われてないということなんですけど、よく聞く話が内科検診にあたっては、やはりレントゲンの検診というのは初期的な、大事な機能かと思います。そのなぜできないのか、そのへんを課長、わかっている範囲でいいですけどお尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 池田保険健康課長。

○保険健康課長（池田晃一） これは過去、平成 27 年に医師に確認したところなんですけど、現在の医師では、そもそもそのレントゲンや心電図などの専門的な知識について勉強していない、確証を持たないために命を預かる立場としては確証を持たないうえでは診断できないということでした。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） お医者さんによって、技術的なものがあるかと思いますが、特に過疎地の所に、中山間地においては、やはり 1 番最初に、初期診断というのがやっぱり必要になるかと思いますが。レントゲンにしてもですよ、その範疇じゃないかと僕は思います。それぐらいのことは診ていただきたいと思うんですけど、平成 27 年の時点から現在までというお話ですけど、先生が来て 10 年余りになるかと思いますが。その間で、私の聞く範囲、見る範囲、行く範囲で、その検診というのが検診という機械を使つての、要するにある物の機械を使つての検査っていうのが僕はあんまり見たことがないし、聞いたこともないんですけど、今後そのへんの指導はどうされるかということをお尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 池田保険健康課長。

○保険健康課長（池田晃一） 今後の指導というには、私からはおこがましいとは思いますが、要請事項として住民や患者に寄り添った形での医療行為をしてほしいというようなことを要請をしてみたいと思います。住民の方から要望があるにも関わらず、現在の医師が例えば勉強不足で機械が使えないという状況をそのままではなくて、今後何度も先生に対して要請をしたいと思います。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） 責任を持って指導をと言いますか、お願いするしかないんじゃないですか。そういうところで、きっちりお願いします。やっぱり自分が生まれた、育った地域で

誰もが暮らし続けたい、最後まで看取りまで願うのは誰も同じ考えだと僕は思うんですね。砥部町においても、2025年を目途に高齢者が生き生きと暮らせる地域包括ケアシステムの完成に向け、中長期的な取り組みをするとありますが、その中でも地域での医療、看護の関わりはやはり大きいものと考えます。何と言っても、広田地域での診療所運営は地域医療、また、包括ケアの中心、中核となる問題かと思えます。砥部町が中心になり、医療と介護保険の連携により、在宅医療介護のより充実した一体的提供を進めるとともに、広田診療所の医療ケアシステムの機能強化をよろしくお願いいたします。また、先ほど質問しました留学センターの整備についてですが、留学センターが位置している高市地区では、センターが開所した平成4年には、住民が250人で、高齢化率24%でありました。現在では101人、高齢化率60%を超えています。年々、住民が高齢化減少する中で自然の中の様々な体験活動やサポート体制が困難になりつつあります。平成29年、高市小学校の統廃合により、通学バスでの広田小学校への往復を余儀なくされています。これらを考えた時、中長期的なセンターの立地や改修を含め、より良い運営を私、広田地域全体で支え、サポートする体制と総合的な整備検討を考えていただきたいと思えます。まずは、それにあたりまして、地域、PTA、学校関係者、組織する現在あります留学センター運営協議会を中心に、また新たな施設運営、改修を進めていただくようお願いいたします。私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君の質問を終わります。9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） 議席番号9番大平弘子です。3点質問させていただきます。1点目、児童虐待について。新型コロナウイルスの影響により、学校の休校が相次ぎました。学校の休校により家庭で過ごす児童が増え、家庭内での暴力や虐待が増えたと報道されています。そこで、本町での虐待などの報告はあるのかお伺いします。また、どのように対応されたのか町長にお伺いいたします。2点目、砥部焼従事者への支援について。新型コロナウイルスの影響により、春と秋の砥部焼まつりが中止となりました。砥部焼従事者は、販売先を絶たれ、大変苦勞されているのではないかと考えます。そこで、砥部焼従事者に対する支援策について町長のご所見をお伺いいたします。3点目、男性の育児休業の取得促進について。男性の育児休業については、あまり取得が進んでいませんが、環境大臣の小泉進次郎議員が育児休業を取得したことが話題となりました。そこで、本町における男性の育児休業の取得状況についてお伺いします。また、男性の育児休業の取得を促進する対策について、町長のご所見をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 大平議員のご質問にお答えします。はじめに、児童虐待についてのご質問ですが、本町におきましては、新型コロナウイルスの影響による学校等の休校を受け、子どもたちが家庭で過ごす時間が増えたことによる虐待等の報告はございませんでした。また、要保護児童対策地域協議会において特に支援が必要とされている家庭に対しましては、電話での様子確認や助言等を行っており、休園・休校による家庭環境の変化による児童虐待を未然に防ぐ取り組みを行っております。今後も、子どもたちの安全・安心な育ちを守るた

めに、社会全体で子どもたちを見守る社会にしていくことを念頭に、関係機関との連携はもとより、皆様方のご協力を切にお願いするものでございます。次に、砥部焼従事者への支援についてのご質問ですが、新型コロナウイルスの影響により、春・秋の砥部焼まつりなど町内の様々なイベントが中止となり、砥部焼に従事される皆様への影響が心配されているところでございます。現在、本町では、中小の事業者の支援といたしまして、経営を継続するための運転資金として活用する経営安定補助金など、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業を実施しております。また、砥部焼協同組合が中心となり、ウィズコロナ時代の砥部焼の新たな販売方法として、オンライン販売を前向きに検討されており、町といたしましても、要請があれば、支援してまいりたいというふうに考えております。最後に、男性の育児休業の取得促進についてのご質問ですが、愛媛県では、平成29年2月に、県知事と20市町の首長によるひめボス合同宣言を行い、職員のワークライフバランスを支援し、働き方改革に取り組むとともに、町内の企業や団体にも、ひめボスの輪を広げ、仕事と家庭生活を両立し、愛顔で働くことができる環境づくりを進めております。その一環として、役場においても男性の育児休業等の取得を推進しておりますが、本町の男性職員でこれまでに育児休業を取得した実績はございません。対策といたしまして、職員が働きながら子育てを実現するために必要な職場環境の整備等を盛り込んだ砥部町特定事業主行動計画を本年2月に策定し、令和6年度までに、育児休業を取得する男性職員を1人以上にするという数値目標を立てております。今後、取得申出があった場合の業務分担の見直しや、代替職員の確保、また、円滑な職場復帰の支援など、育児休業を取得しやすい雰囲気醸成を図るとともに、制度の周知を十分に行い、職場の意識改革に取り組んでまいります。なお、本町教育委員会が服務監督している町立学校の教職員が、本年4月より1年間の育児休業を取得しているほか、町内企業等における取得状況につきましては、ひめボス宣言に賛同する9事業所の内、1事業者において、2件の育児休業等の取得実績がございます。町内の育児休業取得状況につきましては、まだ厳しい状況ではございますが、先般の報道にもありましたとおり、国においても新制度の検討を進めており、ひめボス宣言に賛同する9事業所や県とも連携しながら、男性育児休業取得の輪を広げてまいりたいと考えております。以上で、大平議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） 家庭内の暴力について、WHOが6つの条件を公表しております。子どもと1対1の時間を作ること。2つ目が親が前向きに物事をきちんと伝えること。3つ目が新しいルーティンを作ること。4つ目が子どもが悪い子になった時には一呼吸おいて話すること。5つ目は落ち着いて一人ひとりと向き合うこと。6つ目が新型コロナウイルス感染症について正確な情報を話すこと。家庭の中の指導が1番だということをWHOが公表しております。家庭内、学校についても6箇条を協力してほしいという発表もあります。1番心配されるのが、熱中症とコロナが似ていることで、学校とか職場が心配されるのではないかという情報です。85%にあたる大学がコロナ感染などにより受けられなかった受験生に、追試や振り替えをするそうですが、砥部町でもその相談はあったのかお聞きいたします。

○議長（政岡洋三郎） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 大平議員さんのご質問にお答えをいたします。今現在、そのような情報はございません。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） 2番目の砥部焼従事者への支援についてのことについてですが、仕事をコロナで失った人が現在5万人以上いるそうです。若い人は仕事を見つけることができますが、年齢がある程度いきますと採用されず、年金で生活する人も多く、困っていると思います。できる限り、心配事などの窓口を広げ、相談に乗っていただけますようお願いいたします。3つ目の男性の育児休業の件ですが、砥部町では職員ではないということで、これから、ある程度それもしていただきたいとは思いますが、子どもたちの為には、できるだけ男性の応援が必要だと思っておりますので、町の協力が1番と思っております。男性自身も、家庭の為に自分が必要と自覚していただきたいと思っておりますので、できるだけ男性の協力をよろしく願いまして終わりにいたします。

○議長（政岡洋三郎） 大平弘子君の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時19分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（政岡洋三郎） 再開します。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 6番佐々木隆雄です。今回は3点、質問を準備いたしました。まず1点目は、少しコロナに関係してたくさん項目を挙げさせていただいております。町独自に新型コロナ対策の検討が必要ではないかという中身でございます。現在、新型コロナウイルス感染への対応は愛媛県が中心に行っており、町の関与というのはほとんどできない状況です。しかし、今確かに愛媛県内では、ほとんど県の所の対応で症状が出ておる人の隔離やその他の対応も現状ではできておるといふふうには私も思っておりますが、今後の感染がどうなるかは誰も予測ができません。そういうふうなことで、もしも一旦感染が町内に広がればどうなるんだろうというふうなことを考えた場合に、町内の医療機関や介護関連施設、学校や保育所なども対応を余儀なくされます。国や県の指示待ちになるということではなくって、町でも以下6点について検討する必要があるんじゃないでしょうか。1点目は、地域や事業所におけるPCR検査ができるよう、県とも連携して準備をすること。2点目は、特に、病院や介護施設、障がい福祉施設、保育所・幼稚園、学校などの職員に定期的なPCR検査が行えるよう、町独自の対応も含めて検討を急ぐこと。3点目は、感染が疑われる場合の連絡・対処方法を町民に分かりやすく知らせ、憶測や疑心暗鬼を招かないよう、すみやかに町内地域別の感染状況を開示すること。4点目は、検査の結果、陽性反応が出た人に対して、

隔離・保護する準備とともに、万一、自宅で待機を余儀なくされた場合には、安全・的確に生活物資の供給などが行われる仕組みを、町として想定して準備をすること。5点目、陽性反応が出た患者・家族に対する差別的な対応が起こることがないように、町民誰もが我がこととして感染問題を受け止め連帯して対応ができるよう、ホームページや広報誌なども活用して周知をすること。6点目は、新型コロナの影響による医療機関の減収補償は急務であり、医療従事者の待遇が悪化するなどあってはなりません。これは特に今、実際に中心の所では、たくさん出ている所ではそういう問題が出ております。そういう意味では、国に思い切った財政支援を求めること。以上、6点について町長のご所見をお伺いいたします。2点目は、現在消費税は10%なんです、これを1度5%に減税してはどうかということに対して町長のお考えをお聞きしたいということでございます。安倍首相が強行した消費税10%への増税に、今回のコロナ禍が追い打ちをかけました。コロナ危機にあえぐ家計を助け、低所得者や小規模事業者への支援が必要です。ドイツ、イギリスなど、約20か国で何らかの形での減税に踏み切っています。我が国においても引き下げを図るべきではないかというふうに私は考えておりますが、町長はいかがお考えでしょうか。3点目は、少人数学級の導入に関する件でございます。これもコロナを契機にですね、少人数学級の段階的実施の検討がいろんな場で進んでおります。町では、この少人数学級についてはどのようにお考えなんでしょうか。それからまた、今後の感染拡大を予測したうえでということではあるんですが、当面の対応については、どのようなことを考えているのでしょうか。教育長の方にお尋ねをいたします。以上3点です。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。はじめに、町独自に新型コロナ対策をとる質問ですが、まず、地域や事業所、病院や学校などの職員へのPCR検査の実施についてですが、県では、感染症法に基づく行政検査として、必要な治療に結びつけるためのPCR検査を実施しており、特定の機関に対する定期的なPCR検査を実施する考えはないとのこと。また、町といたしましてもコロナ対策に関しましては、県の方針に協調して取り組むべきだと考えておりますので、現在のところ、町独自に対応する予定はございません。次に、町内地域別の感染状況を開示しては、とのご提案ですが、感染症法上、感染者が発生した場合の入院勧告、濃厚接触者の調査、自宅待機要請などにつきましては、管轄保健所が実施することとなっており、町が介入する権限がないため、感染者の詳細な情報を把握することはできません。また、現在県が公表しているのは市町名のみであり、地域別の感染状況は開示されておらず、今後町としての感染者の詳細な情報開示を要請する予定はございません。次に、自宅待機とされた方への生活物資の供給についてでございますが、これまで県内、指定医療機関や宿泊療養施設に入院または入所せず、自宅療養とされた事例はございませんが、そのような対応が必要となった場合は、一義的には県に対応することとなっておりますので、県と協調しながら対応したいと考えております。次に、差別的な対応を防ぐための啓発ですが、感染者に対する個人攻撃、誹謗中傷はあってはならないことであり、これまでも、ホームページ、広報誌などで周知しておりますが、引き続き徹底してまいりた

いと考えております。最後に、医療機関への減収補償についてですが、県では、国の施策と連動しながら、医療従事者に対する応援手当金や設備整備の補助など必要な支援を実施しており、町として国に働きかけていく考えはございません。次に、消費税5%への減税をとの質問ですが、これまでの消費税率引き上げによる増収分は、すべて社会保障制度の充実及び安定化のための財源に充てられており、子どもからお年寄りまでを切れ目なく対象とする全世代型社会保障改革に必要な財源であると理解しております。コロナ禍による景気の低迷が長期化する中、野党だけでなく与党内からも減税論が上がっていますが、いずれにせよ、国レベルの判断すべき問題であり、自治体の長といたしましては、国会での議論を注視してまいりたいと考えております。次に、少人数学級の導入についての質問は、教育長が答弁をいたします。

○議長（政岡洋三郎） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えをいたします。少人数学級の導入についてのご質問でございますけれども、現在、国・県の基準では、小学校4年生まで35人の少人数学級の編成のところ、本町では県教育委員会の了承の下、6年生まで35人の少人数学級編成を実施しております。しかしながら、学校での新しい生活様式を進めていくためには、3密回避の観点からも、さらなる少人数学級の推進は必要不可欠であるというふうに考えております。この問題につきましては、砥部町の意向のみで解決するものではございません。そのため今年度の知事要望におきまして、中学3年生までの35人学級の拡大や30人学級の導入を要望してまいりたいと考えております。また、今後の感染拡大を予測したうえでの当面の対応につきましては、感染防止対策を徹底し現状の人数で学級運営を行ってまいります。感染状況によりましては、分散登校などの対策を講じてまいりたいと考えております。以上で、佐々木隆雄議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） まず1点目のコロナ関係なんですけども、最初も言いましたように、愛媛県ではかなり県の対応がしっかりされておるといことは私もそのとおりでございます。今回はあくまでも、最悪の事態を考えて、いろいろ考えておいたらどうだろうなというふうな意味合いも含めて、この6つのことを出さしてもらった次第です。何よりも現在のこの全国的な感染の拡大を抑止するには、やっぱりPCR検査を大規模に実施して、陽性者を隔離、あるいは保護すると、そういう取り組み以外にはないんではないかと思っております。最近、エピセンターという新しい言葉も出てきておりましたが、調べてみましたら、エピセンターというのは、無症状の感染者が集まる中で感染が集積している地域のこと、そして、多くの専門家が現在の感染急拡大は全国にいくつかあるエピセンターから他の地域への感染が広がる中で起こっているというふうに指摘をされております。各報道機関でも大きく取り上げられましたが、東京都医師会の尾崎治夫会長が感染の収束をさせるためには感染震源地エピセンター、これの対策が不可欠だというふうなことを強調されておりました。私がここで、①のところ検査の面的、網羅的な検査というふうな言葉を使っておりますが、これはですね、感染者の一定割合は無症状者の感染者であります。そうした無症状者の中に他人への感染力が

ある人と、感染力のない人のこの2種類があるんですというふうなことが現在明らかになっております。そういう意味で感染力がある無症状者をどうやって見つけ出し、保護、隔離するのかがさっき言いましたような感染拡大を抑止できるカギになってきてるのではないのでしょうか。そういう意味でPCR検査の対象は当該の地域の住民や事業所の在勤者、そういう者、それから症状の有無や感染者に接触したかどうかにかかわらず、行政から呼びかけ、その地域に住み、働いている人たち全体に検査を受けるように促すというようなことが、本来は国の方のリードでやっていくべきでないかなというふうに考えます。例えば、アメリカでは、ニューヨークで3、4月の感染拡大で向こうでは医療崩壊が起きました。多くの死者が出たことを受けて、州政府が検査数を大幅に増やしました。4月15日の時点では、1日当たり1万件程度だった検査能力が、6月には5万件まで引き上げられました。そして各所にPCR検査所が設置され、全市民が経済的負担がなく検査も受けられる、そのような制度も整備されました。現在のニューヨーク州の陰性率は1%台に抑えられております。東京都の世田谷区のニュースがよく報道されておりますが、あそこでは感染拡大防止の為に検査体制を拡充し、幅広い住民への検査を行っていきといったような動きも起きてきております。そのようにですね、やはり国を挙げての取り組みが大事じゃないかなというふうなことで、できる限り町としてもですね、県と連携しながら、冒頭言いましたように、最悪の事を想定したうえで、いろんなことを検討をしておいていただきたいなというふうに思っております。PCR検査を行う目的がどんなものなのかというふうなことも少しここで考えてみたいと思いますが、これは無症状の感染者を見つけ出し、保護、隔離するためで、診断ではなくって、防疫だというふうに思うんですが、池田課長いかがでしょうか。PCR検査の目的、私が言ったことなんでしょうか。それともほかに診断だとかいうふうな意味合いがあるんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 池田保険健康課長。

○保険健康課長（池田晃一） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。答弁の繰り返しにもなって恐縮なんですけど、現在愛媛県で行っているPCR検査というのは、無症状の方に対してということではなくて、症状がある程度ある方、または濃厚接触者の方に対して、必要な治療に結び付けるための検査としております。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 突然の質問で申し訳ございません。私がこの一般質問の通告後に国のほうがですね、PCR等検査の抜本的な体制拡充に向けた動向というふうなことで、いくつかの報告と言いますか、取り組みというのが出されております。政府の対策本部から感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院入所者全体を対象に、いわば一斉定期的な検査の実施を都道府県等に対して要請するという、従来はですね、それよりもっと表現は弱かったですけども、一応国の方からは要請するというふうなことで、一歩進んだ形のものが出されてきております。それから全国の知事会でもコロナウイルス感染症に関する緊急提言というふうなことも出されておまして、これはやはり検査をするのに国の負担による行政検査をと

いうふうなところまで表現もしておりますが、先ほど私がお聞きしたのはですね、あくまでも無症状者も含めた形で、やっぱり極力これを感染を抑止するためには、そこまで必要ではないかなというふうなことでお尋ねしたんですが、まだ現在はですね、県の方ではそこまでは対象にしていないというふうな事なんですけども、改めてですね、そういう国の考えも少しずつ変わってきておりますし、知事会の方からもそのような要請も出ておりますので、町としてもですね、積極的に県の方にも働きかけはやっていくべきではないかなというふうに思います。引き続いて取り組みを強化していただきたいというふうなことで、2点目のほうに移らせていただきます。消費税の使い道については町長が言われた通りなんですけども、特にですね、この私が言ってますのは、安倍首相が2回にわたって消費税を導入したんですけども、何よりも内閣府が8月17日に発表しました、2020年4月から6月期の国内総生産速報値が物価変動の影響を除いた実質で前期比7.8%の減、この成長が続いた場合の年率換算では27.8%の減となりました。というふうな報道があったと思います。マイナス成長は昨年の10から12月期から3期連続新型コロナウイルスの感染拡大が直撃し、リーマンショック後の2009年1月から3月期、この当時、年率の17.8%の減というふうな数字だったんですが、それを超える戦後最悪の下落を記録しております。消費税の10%の大増税があり、その大打撃から回復しない状況でコロナ危機が直撃いたしました。先ほども言ったとおりです。コロナ危機の深刻さはもちろんそうなんですけども、アベノミクス、とりわけ消費税増税のこれは私は大失敗だと思いますが、はっきりしたのではないかなと思います。2012年12月から始まった景気拡大というのが実際には18年の10月で終了しており、その後、後退に転じたと内閣府も認定をいたしました。安倍晋三政権は、今年の初旬までずっと回復をと言いつつ続けました。そして一時は戦後最長とも自慢もしておりました。しかし実際の経済は違ってたのではないのでしょうか。従来のごときはこのような景気が後退であったにも関わらず、19年の10月、消費税率の10%への引き上げを強行いたしました。それによってますます、日本経済が冷え込み、大不況を招いた、そういうことは確証がないのではないのでしょうか。安倍政権の景気判断の誤りと、大失政がそういう意味では厳しく言われてもいいのではないかなと私は思います。国民の中に、この景気拡大というふうな実感が実際にあるのかどうか、私にも今ちょうど、町民の皆さんからアンケートを取って少しずつ意見を聞いておりますが、やはりそのような感覚はあんまり皆さんないようです。2012年の12月に安倍さんが政権に復帰しましたが、その当時のアベノミクスというのは次元の異なった金融政策だとか、財政出動、規制緩和、そのようなものを柱にして、このアベノミクスを推し進めました。その政策の下で、大企業は内部留保をため込み、大資産家は株で大儲けを続けてきました。その一方で、労働者の実質賃金は下がり続け、家計の消費支出は伸びが抑えられました。貧困と格差を拡大したのがアベノミクスの実態だったのではないのでしょうか。そういうふうなことも含めてですね、この間の消費税の引き上げが必ずしも生活からかけ離れたものになってしまっていて、町長の答弁の中にもありましたが、与党の中からも引き下げの話も出ております。もちろん、町長に権限があるわけではありませぬので、町長に引き下げろというふうには私は言っているわけではありませんが、この私の5%引き下げに対する町長のお考えはということ

でお聞きして、一定の評価はされておりますが、やはりこのような状況になって国会でも国の方でもそういう議論も進めてほしいというふうな回答だったと思いますので、引き続き、事あるたびにですね、この消費税問題についてはいろんな場で話しながら、引き下げについては私のほうは提案もさせていただきたいし、できれば町長の方もですね、そういう要望も出されているというふうなことで、引き下げについてを町のトップからも、国に対して言っていたきたいというふうなことを思いますが、どうぞよろしく願いいたします。あと、3点目の方に移らせていただきます。教育長が4年生まで35人だが、砥部町ではもうすでに6年生まで35人でやってるというふうな答弁もいただきました。私は、今いろんな所で話題になってるのが、例えば20人学級だとかいうふうな言葉も出てきておりますが、将来的にはですね、例えば20人学級になったら本当にいいなというふうに思うんですけども、現状のこの35人なりの学級で、実際机と机の間だとか、前後の関係、その距離なりはどうなってますでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。現在の各教室の机の間隔でございますが、約35人の学級で左右が約1メートル、前後が90センチ程度、参考としまして、25人程度の学級でありましたら、左右が120センチ、前後が110センチ、ただしこれも各教室の大きさ等にも影響しますので、すべてがそうというわけではありません。概ねそういう距離感を持って今、座席配置をしております。以上で答弁を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） この最初にこちらで学校の対応をされた時に、分散登校というのも確かありましたですね。先ほどの教育長の答弁にも今後の事を考えて、例えば分散登校というのもまたあり得るといふふうに答弁されたんですけども、分散登校にして、実際に例えば1クラスが20人ぐらいなりでできるというふうなことは十分に考えられるのでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。単純に計算すれば、クラスが半分ずつ登校するという形態をとれば、半分ずつになりますので、20人程度の学級編成、学習体系が取れると考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 分散でそういうふうなことが可能ということなんですが、じゃあ先生の方はどうなるのでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えをいたします。先ほど学校教育課長が答弁したように半分になります。ただしこの、半分というのがですね、前回分散登校した場合には、当日に2クラスにするという分散登校ではございません。ですから、40人学級であれば今日20人、明日20人というような分散登校の方法をとったわけでございますので、教員の数はそのままの数でございます。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番(佐々木隆雄) いろいろな準備も今後もしていただければと思うんですけども、少し教育関係でこの少人数学級の導入に関して、いくつかいろいろな動きがありますので、ちょっと確認もしたいと思うんですけども、政府の教育再生実行会議というのがあります。どういふ方が委員なのかはちょっとわかりませんが、その会議が8月の25日にあつて、ある委員からは少人数学級を進め、ここでは30人というふうな数字が出ておるようなんですが、30人未満の学級にしてほしいという意見が出されました。異論も反対の意見も全くなかったというふうなことで、その会議を受けた後、萩生田文科大臣が多くの人が方向性として共有できる課題だろうと、できることから速やかにやっていきたいというふうな意欲を持っていますというふうに言われたそうです。少人数学級を来年度から段階的に進めるために必要な予算要求を行うというふうな考え方もこの場でも出されたそうです。それから文部省の諮問機関で中教審答申案の作成に向けた骨子(案)というふうな中に、新しい生活様式を踏まえた身体的距離の確保に向けて、教室等の実態に応じて少人数編成を可能とするなど、新時代の教室環境に応じた指導体制や必要な施設の整備を図ります、というふうなこともその中にあるようでございます。それから文科大臣といろんな校長会会長との意見交換会が7月の30日に行われております。大臣や全国の連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長会、全国特別支援学校長会、日本私立小学校連合会等々の各会長さんらが集まって意見交換をしたようなんですけども、やはり少人数学級の検討をぜひ進めてほしいというふうな声がたくさん挙がったというふうに言われたそうです。それから政府が経済財政運営と改革の基本方針2020、これを骨太の方針と言われておりますが、その中にこんな文章がありました。すべての子どもたちの学びを保証するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について検討をします。それから最後、全国の知事会、市町会、町村長会が、新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言より抜粋したもんなんですけども、これ7月の2日なんですけども、今後予想される感染症の再拡大時にあつても、必要な教育活動を継続して子どもたちの学びを保証するためには、少人数学級により、児童・生徒間の十分な距離を保つことが出来るよう、教員の確保をこれがぜひとも必要であるというふうにも言われたそうでございます。滔々と申しましたが、今後やっぱり、コロナについては本当にどうなるかはわからないという部分がありますし、もちろん予算の事もありますが、今から途端に何といふか、感染が拡大したからというふうになってからではやっぱり遅いと思いますので、ぜひとも、こういう各、いろいろな所で言われているような提言を受けて、この砥部町でも具体的に速やかに対応ができるような準備を進めていただきたいというふうなことを要望して、質問を終わらせていただきます。

○議長(政岡洋三郎) 佐々木隆雄君の質問を終わります。10番面岡利昌君。

○10番(面岡利昌) 10番面岡でございます。2問質問をいたします。まず第1問、非常時の避難場所について。温暖化に伴う気候変動により天候異変がスピードアップしています。これに伴い、ハザードマップも現在の状況に見合った見直しが必要があります。また、避難場所をしっかりと決めておくことも大切なことであろうと思います。本年7月に発生した梅雨前線豪雨においても、全国各地の河川が氾濫し、甚大な被害をもたらしました。

急激に水かさが増し、あっという間に氾濫したとの状況だったそうです。そこで、河川付近の頑丈で高い建物については、公共施設に限らず私有建物についても所有者と町が協定を結ぶなど、非常時の一時避難場所として利用できるようにすると、住民は安心して避難ができると思いますが、町長のご所見をお伺いします。続きまして第2問、洪水災害対応についてお尋ねをいたします。梅雨前線がもたらす豪雨や猛烈な台風が常態化し、毎年災害が発生する今日、自然現象に対抗するためには、既存の砂防ダムや堤防のかさ上げなどの対応では、防ぐことが出来ない状況です。そこで、災害が起こりにくい安全な場所に堅固な基準の家を建築するよう、建築者及び許可を出す県等に要望・意見を町として述べるができるのかお伺いをいたします。また、森林は、洪水などの自然災害から私たちを守る役目をしています。生い茂った森林は、ダムのように雨水を蓄積し、ゆっくりと川に流れることで、自然災害から私たちを守る役目をしています。これを緑のダムと呼ばれています。災害を防ぐためにも森林の整備は必要不可欠と考えていますが、町長のご所見をお伺いします。以上よろしくお願ひします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員のご質問にお答えします。はじめに、非常時の避難場所についてのご質問ですが、まず、避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することで、避難所へ避難することだけが避難ではないと考えております。特にコロナ禍の中で、町では小学校を中心に避難所を開設し、十分なスペースの確保や換気、消毒の徹底など、可能な限り衛生環境の確保に努めておりますが、町全体の感染拡大リスクを抑えるため、町民の皆さまには分散避難の協力をお願いしているところです。面岡議員ご提案の、河川付近の公共施設以外の建物を一時避難所として確保することにつきましては、風水害の場合では、まず浸水が想定される地域外へ避難することが重要であり、浸水想定区域内の建物を一時避難所として確保することは、かえって適切な避難行動を阻害することにもつながりかねないことから、利活用は難しいと考えております。町といたしましては、平時からの避難の心がけを引き続き周知・啓発を図るとともに、今後も速やかに避難を開始できるように、早期の避難情報の発令や情報提供に努めてまいりますのでご理解ください。次に、洪水災害対応についてのご質問ですが、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、国において浸水想定区域における開発行為について見直しをする動きがございしますが、現状では法律的にこの浸水想定区域に対する規制はございません。しかし、宅地建物取引業法施行規則が改正され、取引業者から重要事項説明の対象項目として、購入者に浸水想定区域であることの説明が義務付けられました。今後は浸水想定区域内の開発自体が減少すると想定されますので、本町におきましても、国の動向を注視したいと考えております。なお、県等に対する意見や要望を述べる機会に関しましては、重信川減災対策協議会や流域治水協議会といった意見交換の場において、意見を述べてまいりたいと考えております。また、面岡議員ご指摘の、緑のダムと呼ばれる森林の水源かん養機能を十分に発揮するためには、森林の整備が必要不可欠でございします。そこで本町におきましては、森林環境譲与税を財源として森林整備により、災害に強い森林に誘導したいと考えております。また、森林整備の中核を担う中予森林管理推進センターが

8月27日に設立されたことに伴い、今後、更に森林整備が推進されるものと期待しております。今後とも減災や防災の観点から、安心して住み続けられる住環境の整備に努めてまいりたいと考えております。以上で、質問に対するご答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 近年ですね、線状降水帯という猛烈な雨が長時間降る現象が発生しておりますことはご存知のとおりだと思います。河川の氾濫で住宅地が浸水していますが、本町ではハザードマップの水位の見直しを最近されたのか、また、されてないようでしたら予定はあるのですか、どうですかということを質問いたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員さんのご質問にお答えします。ハザードマップの見直しについては、実施をしております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） ちょっと真面目に聞いてなかったんか、理解がちょっとできなかったんですが、最近されたんですか。するんですか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 砥部町のハザードマップは見られておるとは思いますけれども、もうすでに住民の所へ配布をしておりますので、実施をしておるといふうなことでございます。

○議長（政岡洋三郎） 10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） されているということですが、非常に気候の変動もスピードが速いですから、この見直しも1回したから当分いいんだらうという安心感ではいけないような気がしております。それでも、しておりますから結構だと思います。2つ目ですね、これ非常に災害、浸水したり悲惨な状況が報道されておりますように、住宅を建築をする人、また許可を出す県においてもですね、今日のこういう本当に異常な状態が常態化しておる今日ですね、建築基準を厳しくすることはですね、住民の迷惑なような感じではあるけれども、やっぱり生命と財産を守るということに繋がる事ですから、大切な事だと思いますが、町長はどういうふうに思われますか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員さんのご質問にお答えします。この問題につきましては、今本当に想定外の災害が起こっておりまして、建築基準法につきましても、見直していかなければいけない時期はきておるのではないかとこのように思っておりますので、そういったことについては、今後も国の方でも十分考えられるというふうにも思っておりますので、また機会があればそういった所へ働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 市街化区域外の中山間地ですかね、そういう所は県ではなくて町の判断になるというふうに理解をしておりますが、そういうことはやはり町のやっぱり建築をちゃんと認めてあげるところが、建築にしろ、そこへ建てるんだからいいだらうと言ったら、

そうですねという簡単な事ではなくてですね、その人のことを思ったら、やっぱり安全な場所へきちっとしたもんを建てるように町の建設課の人もしていただきたいと思います。安全な場所へですね、これからは、そして人がある程度集まって、非常時には最小限度の生活が何日間かできるような場所へなるべく建てるような提案をしていったらどうでしょうかというのを質問したいんですが。

○議長（政岡洋三郎） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 西岡議員さんのご質問にお答えいたします。建築基準法上、今建築確認がいるのは、都市計画区域内になっております。大体、砥部町で言いますと、県の運動公園から松山よりの方面についてはですね、都市計画区域内ですので、建築基準法上の建築確認が必要となってきます。ただ、砥部町には建築主事がおられませんので、愛媛県ないしは民間の団体のほうに申請して、建築確認を取るようになってるのが実情でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 10番西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） 先ほどからちょっとくどいように言っていますが、その従来こうなっているんだからそれでいいんだということではなくてですね、気候がすごく変わって、危険な状態が今起こっておるということは承知をされておると思うんですが、そういうところでですね、やはりそこらへん、安全、町民の生命と財産を守ってあげる。そのためにも安全な所へなるべく建てるようなことを考えてあげるということも私は大切な事ではないんだろうかというふうに思っておるんですけど。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 西岡議員さんのご質問にお答えします。西岡議員さんいつもご質問されておる、西岡議員さんの言わんとする主旨は十分理解はしておるわけでございますけれども、なかなか個人が家を建てる所に今現在の所へ、例えば建築をし直すという場合に、ここはなかなか危険区域であるとかいろんな問題、危険区域というのは急傾斜地とかいうふうに危険区域に指定されておる所については、制限があるわけなんですけれども、一般的に見て、もうちょっといい所へどうですかというのは、なかなかその、行政として申し上げにくいところがある。西岡議員さんのいつもの質問の議論としての主旨は理解できるわけなんですけれども、それを行政として指導するというのはなかなか難しい、この辺はご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（政岡洋三郎） 10番西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） なかなか難しいということは理解をしております。先ほど宅建業者もその8月ですか、ちゃんとそういう浸水の地域はあるんですよ、何メートルぐらいは浸かる可能性はありますよというようなことも明確に言わなくてはいけないようなことを法律でできたというようなことを町長言われております。そういう中でですね、人口も今減少をだんだんとしております。それでその空き家対策というような問題も先ほど出ておりますけれども、安全な場所で空いとるような所があればですね、そういう危険な場所へ開発した新しい所を利用することだけではなくて、そういうふうな空き家をもうちょっとこう、何とか紹介

して、そういう安全な所へ行っていただくようなこともお手伝いをしてあげたらよろしいのではないかなという気がいたしております。これからはですね、地域を守る時には、やっぱり昔から住み慣れた所は大切にせないかない。これはもう理解はできますけれどもですね、なかなか今年は50万人、人口減少が進んでおります。そういうことですね、特に中山間地の方はそういうことをあまりこだわらずに、簡単に言ったらコンパクトシティ言うんですかね。その地区で比較的安全な場所で、ある程度固まったような所へ、がちっと固まってですね、そして地域を守るようなことも大切な事ではないかなと。名誉ある撤退というんですか、そういうことも今後は考えていく方がよりいいのではないかという私自身の気持ちでございます。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 面岡利昌君の質問を終わります。15番平岡文男君。

○15番（平岡文男） 15番平岡文男でございます。私は、2点質問をさせていただきます。まず、1つ目は、砥部こども園開園3年目の評価と今後の保育施設整備のあり方についてを質問させていただきます。議会においては10年以上前から、栗林議員が認定こども園のことをここで再々質問をされてきました。平成30年に砥部こども園が開園をいたしました。県内では、今治市を皮切りに、宇和島市、西条市、そして佐川町長の決断によりまして、比較的早い時期に認定こども園の運営形態に移行したものと理解しております。砥部こども園は、今年度が移行して3年目でございます。これまでの取り組みや実績を顧みて、分析をされた評価について、町長のご所見をお伺いしたいと思います。さらに、令和2年度の施政方針に掲げております重点施策の中に、幼稚園等の公共施設を効果的に活用するとあります。保育所につきましては、女性の社会進出等により需要が増えております。幼稚園におきましては、施設の老朽化と受け入れ児童が著しく減っておるのが現状でございます。今後の保育施設整備の方向性について、町長のお考えをお願いいたします。2番目でございますが、佐川町長の3期目への決意についてをお伺いしたいと思います。佐川町政も2期目の最終年を迎えまして、残すところ任期あと5か月となりました。佐川町長は、町民主役のまちづくりをモットーに、防災・減災への取り組み、果樹産地の強化、こども子育て支援の拡充、あそびべ、とべの推進等に尽力をまいりました。また、施設整備においては、給食センターの移転新築、麻生地区念願であります総合福祉センターはらまちの新築、麻生保育所の新築、中央公民館の耐震・大規模改修など、素晴らしい活躍をされ、大きな成果を挙げてこられたと思っております。町民からも厚い信頼を寄せられているところでございます。そこで、これからの砥部町のかじ取りも期待されておりますが、町長の本当のご所見をお伺いしたいと思います。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 平岡議員のご質問にお答えします。はじめに、砥部こども園開園3年目の評価と今後の保育施設整備のあり方についてのご質問ですが、まず、砥部こども園を開園に踏み切った直接の経緯といたしまして、高まる保育需要を背景に、幼稚園と保育所を統合することにより、教諭・保育士の担任配置の効率化を図り、未満児保育を充実させ、待機児童の削減を目指したものでございます。これまでの評価といたしまして、0歳から6歳ま

での在園児が、幅広く異年齢交流が可能となった点や、保護者の就労状況の変化にも、園児を退園させることなく、対象児の認定変更のみで対応可能となった点が大きな利点として挙げられます。公立施設の認定こども園化は、県内でも先進的な取り組みとして他の自治体からの視察要請もあり、こども園の数も徐々に増加していることから、時代のニーズに合致した形態変更であったと自負しております。開園後、土曜日午後保育の実施や延長保育の体系づけ、また昨年10月からの幼児教育・保育の無償化政策により保育需要が増加したこともあり、待機児童の解消までには至っておりませんが、認定こども園化のメリットは充分にあったものと考えております。これからも、お子様を安全・安心にお預かりする施設運営に邁進する所存でございます。次に、今後の保育施設整備の方針についてですが、老朽化施設の更新と並び、ここでも待機児童対策が大きな目的となります。現有保育施設はいずれも飽和状態にあり、増加が見込まれる保育需要に対処するためには、新たな施設整備が必須であると考えております。ただし、令和2年度の施政方針でも明言させていただいていたとおり、幼稚園等の公共施設を効果的に活用するなど、近い将来の児童数の推移を見据え、施設の統廃合を踏まえた改修や、民間活力を導入した効率的な施設整備方法を熟考してまいり所存でございます。今後、幼稚園、保育所の運営方針を含む保育施設整備の全庁的な取り組みにつきましては、議員の皆様からも今後の方針についてのご意見をいただき、ご協力を賜りたいと存じますので、よろしく願いをいたします。次に、3期目への決意についてでございますが、平成29年1月に、合併後初となる無投票での再選をさせていただき、住民の声に答えていきたいという想いを胸に、町民主役のまちづくりに取り組んでまいりました。先ほどご紹介いただきましたとおり、教育・福祉・地場産業などの拠点施設については、計画的に更新や長寿命化を図り、課題となっていた大型建設事業は一定の区切りを迎えました。これも議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご支援・ご協力の賜物であり、この場をお借りいたしましてお礼を申し上げます。私にとって、2期目最終年である今年は、これまでの取り組みの成果と今後の方向性を整理する年であると考えておりました矢先、新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言の発令やオリンピックの延期など、あらゆる分野が大きな影響を受け、外出自粛、学校休校や経済活動の停滞などにより、住民生活も一変をいたしました。今なお、収束の見通しが立たない状況の中、今後、新型コロナウイルスと共存していくためには、これまでの強く、優しく、魅力ある行政運営に、将来を見通す視点を加え、スピード感を持って、臨機応変に対策を展開していく必要があります。まちづくりの手引書である第2次総合計画に掲げる文化とところがふれあうまちの実現に向け、今こそ、町全体が一丸となって安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組まなければならないと考えており、議員の皆様、そして住民の皆様のご支援とご理解をいただけるようであれば、引き続きその最前線に立ち、全身全霊で町政運営に当たるとともに、初心にかえり、町民主役のまちづくりに取り組まさせていただきたいと考えております。以上で、平岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 15番平岡文男君。

○15番（平岡文男） 今回、久しぶりに質問させてもらいましたが、質問するにあたりまし

て、資料をいろいろ読ませていただきました。10年ひと昔言いますけれども、10年ほど前に、幼稚園児、こんなに減るとは想像もしておりませんでした。今回砥部こども園、幼稚園と保育所がこども園になりましたけれど、ここにはですね、85名の園児がおります。ただ、びっくりしたのがですね、砥部幼稚園に籍を置いているのがたった15人なんです。70人は保育所なんです。宮内幼稚園はね、33人なんです。保育園が105人なんです。麻生、34人が幼稚園、160人が保育園なんです。もう大大逆転です。これはね、私は10年でこんなに変わったというのが初めて分かったんです。これ、10年間の資料を見て、あと5年たったらですね、砥部幼稚園は5人になりますよ。麻生、宮内は15人程度になります。そして、この6年間でですよ、定員はね、保育所の定員が125人増やしとんですよ。幼稚園は当然減っておりますよ。そしてですね、125人増やしてもまだ6人の現在、待機児童がおるんですよ。幼稚園にはおりませんよ。これはね、どんなに考えても厚生省が保育所でしょ、文部省は幼稚園、これはどっちが利口なのか知りませんがね、私は厚生省は父兄や保護者の意見を聞いて、砥部町が徐々に時間帯変えました。現在、保育所は朝7時半に開園です。そして希望がありますから、現在午後の7時まで預かっております。幼稚園は相変わらずですよ、8時半開園、2時で退所なんですよ。ところが、やっぱり意見があるから4時半まで今は幼稚園も見ております。ただ、女性の働き方改革でですね、女性もね、パートでは気に入らんですよ、もう。やっぱり正社員になりたい。ということは8時からでは無理でしょ。そしたら幼稚園預けとったら仕事が出来んですよ。そこらを幼稚園の文部省がちいと考えないかん。私がここで言ったっていかんですよけどね。これらを考えた時に、ますます、保育所のほうが需要があります。幼稚園はこれ何か考えなんたら5年向こうにはね、下手したら廃園ですよ。そこらを我々議員も、課長さんもわしの課じゃないから思っとるかもしれんけれども、4月には変わるんですよ。位置が。ちゃんとね、皆さん課長会で協力し合って、幼稚園どうするかいうことをね、考えてほしい。それで町長に将来の幼稚園の事をちょっとお聞きしたいのと、最終的にはですね、砥部こども園が幼保一元でいい評価を得ております。最近はですね、今日批判出よったんですが、ここ2年ほどは批判、私も聞きません。その批判の中にはですね、平岡さん幼稚園はどしてこんなに高いの。私5万5千円ですよ、ひと月に。いや、それは収入が多いからですよとゆうてまいりましたけども、今はそれ一切ないです。消費税10%にして幼稚園も保育園も全部ただでしょ。それはもう皆文句は言いませんよ。ただ、待機児童はたまに言われます。これも保母さんがいないと解消できませんから、そこらは協力していただいたらと思います。それと町長さんにね、最後お聞きしたいのが、宮内幼稚園が、砥部保育所と幼稚園とフェンス1枚でしょ。ここ、砥部がやってよかった言うんであればですね、すぐにまだ3年目ですから、もうちょっと見るなら見ても構いません。将来的に幼保一元しこども園にしたい気があるのかないのか、その策をお聞きして答弁をお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 平岡議員さんの第2質問に答弁をさせていただきます。おっしゃられましたとおり、今本当に保育所の需要が多いというふうないうことで、砥部こども園を開設いたしまして、これも保育需要の需要に応えるというふうなことで、その責任は果たしてお

るわけでございますし、また愛育幼稚園につきましても、幼保一元化のこども園というふうなことで、愛育幼稚園にも1つの保育業務を担っていただいております。宮内と麻生の幼稚園は先ほど質問していただいたとおり、本当に児童が減っております。保育所の需要に応えるために麻生保育所も建てたわけでございますけれども、まだまだ待機児童がおるといふふうなことで、先ほど質問にありました砥部、宮内の幼稚園と保育所、また麻生の幼稚園、これにつきましては、議員の皆様方とも十分協議をさせていただきながら、近い将来方向性を決めさせていただきたいというふうに思っておりますし、今民間の保育所を運営する業者が砥部町へ一部進出したいというふうな情報も担当の所へ入っております、このあたりも含めまして、十分保育所の需要については、これからも皆様方と協議をしながら応えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 15番平岡文男君。

○15番（平岡文男） はっきりと宮内のね、こども園の事は言われなかったんですけども、まだ、砥部町3年目ですから、もう1年見て決断をしていただきたらと思います。それと2つ目の質問でございますが、心強い決意表明されて、ありがとうございます。明日の愛媛新聞に砥部町長3期目出馬表明、おそらく後ろの宇和上記者ががいように書いてくれるものと信じております。町民もおそらく新聞を見て、安心されると思います。現在、愛媛県ではまだコロナウイルスが収束をしておりません。体には佐川町長も十分に注意されまして、1月の選挙に向かって頑張ってくださいと思います。私自身も一町民として応援をさせていただきます。これで質問を終わります。以上で終わります。

○議長（政岡洋三郎） 平岡文男君の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日は、これで散会します。

午後2時21分 散会

令和2年第3回砥部町議会定例会（第2日） 会議録

招集年月日	令和2年9月4日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和2年9月4日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	2 番 佐々木公博 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男	3 番 原田公夫 7 番 森永茂男 10 番 面岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好
欠席議員			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画政策課長 伊達定真 戸籍税務課長 門田 巧 介護福祉課長 松下寛志 建設課長 門田 作 生活環境課長 小中 学 会計管理者 富岡 修 学校教育課長 門田敬三 代表監査委員 影浦浩二	副町長 総務課長 商工観光課長 保険健康課長 子育て支援課長 農林課長 上下水道課長 広田支所長 社会教育課長	上田文雄 岡田洋志 高橋 桂 池田晃一 田邊敏之 大内 均 藤田泰宏 山本勝彦 町田忠彦
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 堀潤一郎 局長補佐 楠 耕一		
傍 聴 者	1 人		

令和2年第3回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第 1 報告第 7号 令和元年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 2 報告第 8号 令和元年度砥部町継続費精算報告について
- 日程第 3 報告第 9号 令和2年度（令和元年度事業）砥部町教育委員会点検評価について
- 日程第 4 議案第 42号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 43号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 44号 令和2年度砥部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第 45号 令和2年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 認定第 1号 令和元年度砥部町一般会計決算認定について
- 日程第 9 認定第 2号 令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 日程第 10 認定第 3号 令和元年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 11 認定第 4号 令和元年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
- 日程第 12 認定第 5号 令和元年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
- 日程第 13 認定第 6号 令和元年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
- 日程第 14 認定第 7号 令和元年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第 15 認定第 8号 令和元年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について
- 日程第 16 認定第 9号 令和元年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第 17 認定第 10号 令和元年度砥部町水道事業会計決算認定について

・散 会

令和2年第3回砥部町議会定例会

令和2年9月4日（金）

午前9時30分開議

○議長（政岡洋三郎） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 報告第7号 令和元年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について

（報告、質疑）

○議長（政岡洋三郎） 日程第1、報告第7号、令和元年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。提出者の報告を求めます。岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） それでは、報告第7号についてご説明申し上げます。お手元に報告第7号をお願いいたします。報告第7号、令和元年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付けて報告する。令和2年9月4日提出、砥部町長佐川秀紀。表でございます。1、令和元年度砥部町健全化判断比率ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきまして赤字はございません。実質公債費比率につきましては、昨年度より0.3ポイント上昇し、2.0%となりました。将来負担比率につきましては、昨年度より24ポイント上昇し、44.4%となりました。2の令和元年度砥部町公営企業資金不足比率でございますが、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、水道事業会計のいずれの会計も資金不足はございません。別紙として、監査委員の意見書を添付しております。別紙をお願いいたします。令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見についてをお願いいたします。1ページをお願いいたします。2の所でございますが、審査の実施日は令和2年8月24日、月曜日に審査を受けております。審査を受けまして、1番下の所でございますが、（3）是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はないというご意見をいただいております。それでは、資料に基づいてご説明をさせていただきます。報告第7号資料、横の部分でございますが、ご準備いただけたらと思えます。資料の3ページをお願いいたします。第2、砥部町の状況でございます。上の表でございますが、平成27年度決算から令和元年度決算までの5年間の指標の推移でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、備考に記載しておりますとおり、いずれも黒字となっておりますので、赤字はございません。次、実質公債費比率につきましては、過去5年間で見ると27年度の2.3%以降、1%台を堅持していましたが、元年度は2.0%となっております。前年度より0.3ポイント増加しています。これは、臨時財政対策債及び大型建設事業の実施により、元利償還金が増加したことによるものでございます。次に、令和元年度の将来負担比率でございます。44.4%となり、昨年度より24ポイント上昇いたしました。将来負担比率が上昇した要因でございますが、麻生保育所改築事業、中央公民館耐震・大規模改修事業の実施による合併特例事業債等の地方債現在高が増加したことが主な原因となっ

ております。44.4%となりましたが、早期健全化基準である 350%よりかなり低い数値となっております。次に 3 ページの下の表の公営企業会計の資金不足比率でございますが、公共下水道事業会計は 3 億 2,716 万 3 千円、農業集落排水特別会計は 6 万 9 千円、水道事業会計は 3 億 7,772 万 6 千円、すべての会計において余剰金がございますので、資金不足はございません。以上で報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。森永茂男君。

○7 番（森永茂男） ちょっとお尋ねいたします。将来負担比率が 44.4%で、その理由は今お伺いしたわけなんです、まだ他のいろんな建物もございましょうし、これから先、この数字が増えていくのか、減っていくのか、そこらへんわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 森永議員さんの質問にお答えします。大規模改修におきましては、一定の区切りがついておりまして、あと宮内小学校の大規模改修等でございますので、概ね横ばいで行くのではないかと推測しております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 質疑を終わります。

以上で報告第 7 号を終わります。

~~~~~

日程第 2 報告第 8 号 令和元年度砥部町継続費精算報告について (報告、質疑)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 2、報告第 8 号、令和元年度砥部町継続費精算報告についてを議題とします。まず麻生保育所改築事業について報告を求めます。田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） それではご説明させていただきます。報告第 8 号をお手元にご用意ください。報告第 8 号、令和元年度砥部町継続費精算報告について。令和元年度砥部町継続費精算報告書を別紙のとおり調製したので地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により報告する。令和 2 年 9 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。報告第 8 号資料 1 をご覧ください。この報告は、麻生保育所改築事業に係る平成 30 年度と令和元年度で設定した継続費の精算報告でございます。報告書、左から 3 款民生費 2 項児童福祉費、事業名が麻生保育所改築事業でございます。この事業全体の工期は、平成 29 年度から令和 2 年度までとなっておりますが、この継続費に設定した内訳は改築本体工事と工事監理委託料のみを包括しておりました。全体計画の年割額につきましては、平成 30 年度が 4 億 9,690 万 6 千円に対しまして、支出はございませんでした。令和元年度は 5,521 万 2 千円に対しまして、5 億 897 万 5 千円の支出をいたしました。年割額合計 5 億 5,211 万 8 千円、支出済額が 5 億 897 万 5 千円です。実績の財源内訳、特定財源は国県支出金が公共施設木材利用推進事業費県補助金で 800 万円、地方債が社会福祉施設整備事業債 2 億 40 万円と施設整備事業債一般財源化分 2 億 5,040 万円の合計 4 億 5,080 万円、その他財源が公共施設更新準備基金で 5,017 万 5 千円ございました。また、比較で年割額と支出済額の差 4,314 万 3 千円につきましては、継続費の元年度年

割額の中に最終工程の園庭整備工事費の3,500万円が含まれておりましたことに伴う不要残が占めていたことによるものでございます。園庭整備工事は、本体改築工事に含めて実施設定していたこともございまして、この継続費を設定する時点におきましては、遂行可能という認識でございましたが、建築確認申請に係る確認済証の交付に遅滞が生じたことなどによりまして、元年度内に執行することが叶いませんでした。園庭整備工事につきましては、元年度予算では不用額として残ることになりましたが、改めて令和2年度予算に計上させていただいております。資料1、子育て支援課からの報告は以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 次に中央公民館耐震・大規模改修事業について報告を求めます。町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 続きまして、報告第8号資料2をご覧ください。砥部町中央公民館耐震・大規模改修事業についてですが、10款教育費5項の社会教育費、中央公民館耐震・大規模改修事業になります。こちらは平成30年度から令和元年度にかけて工事を行いました。平成30年度においては、3億9,382万円の予算に対しまして、支出は0です。令和元年度は、予算5億9,458万1千円で、平成30年度と令和元年度の合計金額は、9億8,840万1千円、こちらが令和元年度に支出できる金額となります。令和元年度は、9億8,822万7千円の支出になります。支出の内容は、監理委託費1,598万4千円と工事請負費9億7,224万3千円になります。財源は、国県支出金、社会資本整備総合交付金が4,585万8千円と地方債合併特例事業債ですが、8億1,950万円と一般財源1億90万2千円になります。以上で令和元年度砥部町継続費精算報告についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号を終わります。

~~~~~

### 日程第3 報告第9号 令和2年度（令和元年度事業）砥部町教育委員会点検評価について （報告、質疑）

○議長（政岡洋三郎） 日程第3、報告第9号、令和2年度令和元年度事業砥部町教育委員会点検評価についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江教育長。

○教育長（大江章吾） それでは、令和2年度の砥部町教育委員会点検評価につきましてご説明をさせていただきます。報告第9号をお手元によりしくお願いをいたします。報告第9号、令和2年度令和元年度事業でございます。砥部町教育委員会点検評価について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和2年度砥部町教育委員会点検評価報告書を別冊のとおり提出する。令和2年9月4日提出、砥部町教育委員会。それでは、点検評価についてご説明をさせていただきます。報告書の4ページをお願いをいたします。教育委員会の事務の点検・評価制度の概要でございます。まず1、趣旨でございますが、教



育委員会の事務の管理、執行状況について毎年点検評価を行い、効果的かつ効率的な教育行政の推進を図るとともに、教育委員会が住民への説明責任を果たすため、毎年報告書を作成し、議会に報告するものでございます。その下の2の点検・評価の対象でございますけれども、この報告書につきましては、対象事業を2つに区分して作成をしております。まず、教育委員が直接関与し、あるいは活動している事業、それと教育委員会が管理、執行している事務事業及び教育長に委任されている事務の管理、執行状況に区分をしております。5ページをお願いいたします。3の点検・評価の方法でございますけれども、対象となる事業の実施状況、成果、課題等をまとめ、その妥当性、有効性及び効率性を総合的に判断いたしまして、事業の評価及び次年度以降の方向性について、それぞれ5段階で自己評価をしております。そして外部有識者である小田正志氏に意見をいただいております。次の6ページから11ページにかけてでございますけれども、こちらにつきましては、教育委員会の活動状況について記載をしております。12ページ、13ページでございますけれども、こちらにつきましては評価対象の42の事業とその評価をまとめた一覧表でございます。それでは、元年度の主な事業につきまして、事業ごとにご説明をさせていただきます。まず、元年度の主な事業でございますけれども、まず教育委員会の学校教育関係でございますが、子どもたちが一人ひとりが豊かな心や確かな学力、健やかな体などの生きる力を育むとともに、家庭、地域と連携し、地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組みました。14ページをご覧ください。就学援助事業でございます。ここでは、経済的な事由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を助成し、児童生徒の就学機会を確保いたしました。元年度から補助対象項目に卒業アルバムを加え、更に保護者の負担軽減を図りました。中段の表にございますとおり、元年度の要保護、準要保護の援助率でございますが、小学校が10.8%、中学校が12.4%となっており、年々増加傾向にございます。児童生徒が安心して就学できる機会を提供するため、引き続き事業を維持してまいりたいと考えております。次に18ページをお願いいたします。私立幼稚園就園奨励事業でございます。私立幼稚園3園に通う21人の園児の保護者に対し、入園料と授業料の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、公立と私立間の授業料格差の是正と幼児教育の機会の均等化を図りました。この事業につきましては、幼児教育・保育の無償化により、令和元年9月で制度を廃止いたしました。次に28ページをお願いいたします。情報教育推進事業では、小中学校の教育用パソコンのリース期間が満了したため、パソコン教室の端末を更新するとともに、新たにクラス用のタブレットパソコンを導入いたしました。また、今回の更新では、学習指導要領に位置付けられたプログラミング学習、これは児童がプログラミングを体験しながらコンピューターに意図した処理を行うために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動でございます。これに対応できる学習ソフトを導入いたしました。今年の3月から新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休校の経験を踏まえ、緊急時においても児童生徒の学びを保證できるようICT機器を活用した学習環境の拡大を進めるとともに、教員のICTに関するスキルの向上に努めてまいりたいと考えております。次に33ページをお願いいたします。学校施設整備・維持管理では、安全で快適な学習環境を確保するため、小学校に空調設備を整備し、危

険なブロック塀の改修を行い、砥部小学校については体育館のアスベスト除去工事を行うなど、学校施設の適正な維持、保全に努めました。今後も児童生徒が安全に学校生活を送れるよう計画的な施設の改善に取り組んでまいります。次に社会教育関係でございますが、生涯学習環境の整備を推進するとともに、住民の自主的、自発的な学習ニーズを満たすため、多様な学習機会への提供に努めました。38 ページをお願いいたします。文化会館・図書館管理運営でございます。民間事業の持つノウハウを活用し、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、アクティオ株式会社に指定管理者として管理運営を委託いたしました。特に図書館では、おはなしの会など子どもを対象とした事業が好評なことから、子どもの読書活動の推進に繋がっているものと評価しております。開館後 19 年を経過し、施設及び設備の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕等に努め、利用者が快適かつ安全に利用できる運営に努めてまいります。次に 39 ページをお願いいたします。公民館施設管理でございます。本町の生涯学習の拠点施設である中央公民館の耐震補強及び大規模改修工事を行いました。着工が当初の計画より遅れたものの、計画どおり元年度末に完成をし、安全で快適な学習環境を整備することができました。次に 44 ページをお願いいたします。文化財保護事業でございます。ここでは旧砥部と広田のそれぞれの文化財冊子を統合し、新たな砥部町の文化財冊子を刊行いたしました。また、江戸時代の登り窯である大下田 1 号窯の移築復元施設の屋根の改修工事を行いました。歴史的、文化的資料や貴重な文化財を適切に記録し、保存し、また活用することにより文化の伝承と砥部町の魅力の発信に努めてまいりたいと考えております。次に 55 ページをお願いいたします。マレーシアバドミントンキャンプ招致事業でございます。東京オリンピックのマレーシア代表候補選手が来県した際に、砥部中学校の生徒や関係者とともに、餅つきや町の柑橘を振る舞うなどして、おもてなし交流を行いました。残念ながら東京オリンピックは延期となりましたが、スポーツを通じた交流はスポーツの普及や競技力の向上は元より、観光振興や産業の活性化などが期待され、大変意義のある事業であるため、今後もスポーツを通じた交流事業を継続してまいりたいと考えております。個別事業の説明につきましては以上でございますが、42 の事業のうち、目標とする成果をやや上回った A 評価が 6 事業、概ね目標とする成果であった B 評価が 36 事業で、全体を通して事業の執行状況につきましては、概ね順調であったと考えております。また、次年度以降の方向性につきましても事業の拡大、充実を図るものが 5 事業、現状維持が 30 事業、改善を要するものが 6 事業、廃止が私立幼稚園奨励事業の 1 事業でございます。冒頭で申し上げましたとおり、今回の点検評価にあたりましては元愛媛県中予教育事務所所長の小田正志氏に外部評価をお願いいたしました。その意見につきましては、56 ページ以降に添付しております。今、教育を取り巻く環境は、未来技術の活用など多様な学びの保証に向けた新たな局面を迎えております。また、抱える課題に対しても、一つ一つ解決していかねばならないことから、事業を精選し、改善しつつ、さらなる充実に努めてまいりたいと考えております。以上で報告第 9 号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16 番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） ありがとうございます。確認をいたします。関連してですが、総務課長。大南墓地は町の土地でございますね。これの確認をできなかつたら、次の教育委員会に関連した質問ができませんのですが、私はそう理解しとんですがね。あれ、町の土地やったものを貸しとると思います。続けます。そういう仮定の中でやります。この34ページの教育委員会の評価は、Aは目標を上回ったと評価されておりますと書いております。これは結構な事です。ただし、59ページをご覧ください。危険箇所の安全対策を講じたことは登下校に大変有効であったと評価されております。私が申し上げたいのは、あの青の線を引いた通学路の場所のねきに個人の土地なら私は言いませんが、今の町有地にブロックを積んであります。そのブロックに鉄筋が出ております。すでに。場所によつたら2センチぐらい開いております。あのラインは通学路だと私は思っておりますが、以前にも大阪であったように、町有地なら何とかして未然に防ぐことができるのではないのでしょうか。ということは、あれは登下校は学校の管理じゃないんですか。まず1点聞きます。

○議長（政岡洋三郎） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 三谷議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。通学路の安全点検は毎年、年に2回学校等を通じて洗い出しを行い、点検、その後改修等を行っておりますが、通学路につきまして当然ながら町の管理する道路にあたりましては、砥部町の方で教育委員会の方でも管理、点検をしていかなければならないものと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 場所を言います。砥部小学校がありますね。その上にお墓があるでしょ。あれお墓の通学路の所見てください。あれ点検したんでしょうかね。ぞっとしますよ。あれ1年生に倒れたらおそらく亡くなると思います。方法はいろいろあると、これは私が方法をどうするか言えませんが、やっぱ安全対策で1番大事なとこだと思います。よく見て、あくまで子どもの安全は第一にやってください。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。今、教育委員会の方で通学路の点検をしておるといふふうに思っておりますけれども、もし議員さんも気が付けばしっかりと事前に報告いただきましたら対処できるものといふふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） お言葉をお返しするんじゃないんですが、実は私、そこへ車を置いて初めて見たんです。3日前に。それまで知らなんだんですよ。そこへ置かんもんじゃけん。これでこんなもんが出とるじゃないかと。ブロックの向こう側は早もう亀裂しとんですよ。これは大変な事やと思って、これ初めて言うたんで、それやなかつたら他で言います。もつと早に。3日前にそれしたんですから、何にも悪気があつて今日ここで言うたれいうて言ったんじゃないんです。理解していただきたいです。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ありがとうございます。

○議長（政岡洋三郎） 7番森永茂男君。

○7番（森永茂男） この評価表の何ページですかね。17ページ、評価はBで方向性は改善となっておりますが、昨日平岡議員が一般質問をやられた件に関係するわけなんですけど、宮内地区の人にしたら、幼稚園と保育園を早く一緒にしてこども園にしてほしいなという希望があるんですけど、幼稚園、これを見ると要はもう、保育園のニーズが多いから幼稚園の方も何とかせないかんのやなかるかということだと思んですけど、教育長といたら要はもうこれを宮内地区の幼稚園、保育園を子どもはもうこども園にすべきだと思んですけど、教育長としてはどう思われますか。ご異論あったら言ってください。

○議長（政岡洋三郎） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。この幼稚園の事につきましては、昨日町長が答弁をしたとおりでございますけれども、やはり現状を見るとやはり幼稚園の園児は年々減少してきております。保育のニーズが高まっているということもありますので、これにつきましては、宮内保育所、幼稚園それから麻生幼稚園というその単体で考えるのではなくって、町内全体をですね、見て将来どういうふうに子育て支援施設を整備していくのかということを考えていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。そういうところで、昨日も町長が答弁したように、民間活力を有効に使うというのも一つの大きな手段でございますので、そういったところで全体を見て、宮内保育所と宮内幼稚園を1つにして、認定保育園にするのがいいのかも含めてですね、いろいろ考えてはおるところでございますけれども、先ほど申しましたとおり、全体を見てどういうふうにしていくのかということを確認にしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 2番佐々木公博君。

○2番（佐々木公博） 失礼いたします。30ページをお開きください。いじめ不登校対策事業の関係でございますが、事業概要の中でですね、1番目の年間相談件数が前年度に比べて約倍、276件増えております。相談者数についても188名ですかね、増えてるわけなんですけれども、その要因が何なのかまず1点と、事業成果の中でございますが、2つ目のいじめ解消率、中学校につきましては前年度同様100%改善できておることなんですけれども、小学校がですね、いじめ解消率が84%、これはやはり100が目標であると思んですけども、そこらへんの原因で課題のですね、評価Bですけれども、小学校のいじめ解消が100%にない中でですね、評価Bというのが妥当なのかどうか、その3点についてお伺いします。

○議長（政岡洋三郎） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） ただいまのご質問にお答えをいたします。まず、ハートなんでも相談員の配置での年間の相談件数が増えているところでございますが、こちらのほうはできるだけ子どもにその相談室に来るようにということで、積極的な働きかけ、相談だけではない、例えばその方にお話をしに行くとか、そういった形で開かれた相談室の運営に積極的に取り組んだ成果であると考えております。また、いじめの解消率につきましては、これは

いじめを解決した中で経過観察を行います。それで年度を超えたところが、まだ完全に経過観察期間が過ぎてないために 100%と数字がなくなる、翌年度で経過観察をしているものでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） 9 ページの所なんですけども、教育委員会の傍聴人が 7 人、累計とあります。この 7 人というのはどういう会議の時に傍聴があったんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） ただいまのご質問にお答えをいたします。教育委員会に傍聴に来る機会でございますが、定例の教育委員会の時に愛媛新聞社さんが定期的に来られる場合、また教科書の採択の際に傍聴がございました。以上で報告とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 10 番西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） 28 番ですね、パソコンの整備をするということでございますが、これは小学生は何年生ぐらいからやって、週に何時間ぐらいやる、もうちょっとこう、詳細に説明していただきたいなと思いますが。

○議長（政岡洋三郎） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） ただいまの西岡議員さんのご質問にお答えをいたします。パソコンの教室で何年生から、また、それがどのぐらいの頻度で授業を行っているかという件でございますが、今手持ちの資料がございません。お答えができませんということでご了承ください。

○議長（政岡洋三郎） 10 番西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） それはいつごろまでにできますか。

○議長（政岡洋三郎） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） ただいまのご質問にお答えをいたします。本日、今から調べてまたお答えをさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 8 番松崎浩司君。

○8 番（松崎浩司） この点検表の 29 ページでございます。外国語指導助手の配置ということで、私はこれは大変素晴らしい事業だと思っております。第一、日本でもアメリカでも、赤ちゃんというのは、まず英語なり日本語を聞いて、話して、最後に読むんですけども、日本の英語教育というのは、最初から読むことから始めると。その結果、中学校 3 年間、高校 3 年間、大学 4 年間英語を勉強してもほとんどの方は話すことができません。そういった文科省の指導要綱に関しましては、私も非常に疑問に思っておるわけですけども、そういった中でこういう事業、やはり生の英語を話す人と密接に関係を持てるというのは本当にいい事業だと思っておりますが、今確か、男性お 2 人いらっしゃると思います。以前は、男性と女性とお 1 人ずついらしたと思いますが、私はやはりできれば男性、女性 1 人ずつのほうが望ましいと思いますが、どういった経緯で今男性 2 人になっているのかお尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） ただいまの松崎議員さんのご質問にお答えをいたします。外

国語指導助手につきましては、今年度から拡充をし、現在は3名採用をしております。この採用にあたりましては、応募をしていただき、面接をして採用をしております。その中で今現在採用をしている中、応募をした中に女性の方はいらっしゃらなかったということでございます。

○議長（政岡洋三郎） 8番松崎浩司君。

○8番（松崎浩司） それでは答弁は要りませんが、やはり女性と男性と、やはりバランスよく取れたこの事業を進めていっていただく事が必要だと思いますので、なるべく女性の方も何がしかの手立てを講じて採用していただくように要望しておきます。答弁は要りません。

○議長（政岡洋三郎） 他に質疑ありませんか。

ここでしばらく休憩します。先ほどの西岡利昌議員の質問の準備ができ次第再開をさせて頂いたらと思いますので。

午前10時13分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（政岡洋三郎） 再開します。西岡利昌議員の質問に対する答弁をお願いいたします。門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 西岡議員さんの教育用パソコンの活用事例についての答弁をさせていただきます。教育用パソコン、パソコン教室につきましては、1年生から6年生また、中学校でも全学年で使用をしております。概ね週に1時間程度利用をしております。高学年になれば週2、3回、多くなる場合もございます。活用方法につきましては、低学年では主にパソコンの操作方法を学年が進むにつれまして、理科とか社会とかでの調べ学習、またポスターや新聞作り、プログラミング学習、モラル教育などで活用をしております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑を終わります。

以上で報告第9号を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第42号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について

(説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第4、議案第42号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（門田巧） それでは議案第 42 号についてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。議案第 42 号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について。砥部町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 2 年 9 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の下段をご覧ください。個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付を、全国のコンビニエンスストア等で行えるようにするため、提案するものでございます。それでは、改正箇所についてご説明いたします。別添の新旧対象表資料をご覧ください。第 11 条の次に、第 11 条の 2、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を加えるもので、その内容は印鑑登録を受けている者で、インターネットサイトやコンビニエンスストア等のキオスク端末にログインする際の本人確認となる利用者証明用電子証明書を有する者は、多機能端末機に個人番号カードを使用して、印鑑登録証明書の交付を受けることができるよう規定するものでございます。議案書にお戻りください。附則でございますが、この条例は証明書のコンビニ交付の開始日である令和 3 年 1 月 20 日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 42 号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第 42 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。



日程第 5 議案第 43 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 5、議案第 43 号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） それでは、ご説明をさせていただきます。議案第 43 号をお手元をお願いをします。砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 2 年 9 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず提案理由でございますが、議案書の 2 ページ中段をご覧ください。本条例は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に則り制定しており、当該基準が改正されたことに伴い、所要の規定を改正するため提案するものでございます。根拠法令は児童福祉法第 34 条の 16 第 2 項となります。この法律において、家庭的保育事業等の設備及び運営について実施する自治体におい

て、条例で基準を定めなければならないとされております。条例を定めるにあたって、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に従い定めるものとし、その他の事項につきましても基準省令を参酌するものとされております。本町におきましては、家庭的保育事業の対象施設は平成 27 年の子ども・子育て支援新制度以降から現在までの運営実績はございませんが、改正省令の公布に伴い、同基準を引用していた本条例を改正し、基準省令の運用に支障が生じないようにするものでございます。それでは、改正箇所をご説明いたします。議案第 43 号資料、新旧対照表をご覧ください。まず、1 ページの保育所等との連携を謳った第 7 条第 4 項の改正では、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和を図るものでございます。家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置が講じられているときは、連携施設の確保が不要であることを明記しました。次に 2 ページ、居宅訪問型保育事業を謳った第 38 条第 4 号の改正では、保護者の疾病等により、養育困難な乳幼児に対する同事業が実施可能である旨を示す措置でございます。保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上または環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合については、居宅訪問型保育の提供が可能である旨を明記しました。議案書 2 ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 43 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご意義ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第 43 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 6 議案第 44 号 令和 2 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 7 議案第 45 号 令和 2 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 6、議案第 44 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号及び日程第 7、議案第 45 号、令和 2 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号の 2 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） それでは、議案第 44 号、一般会計について説明をさせていただきます。一般会計補正予算書をご準備いただけたらと思います。1 ページをお願いいたします。議案第 44 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号。令和 2 年度砥部町の一般会計補正予算第 5 号は次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総



額に歳入歳出それぞれ5,677万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億9,360万6千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年9月4日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いいたします。歳出補正の主なものについてご説明をさせていただきます。全般的事項といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応第一次地方創生臨時交付金1億1,240万5千円が交付決定されたことに伴う財源組替、感染症の影響により中止した事業等の減額、感染症対策や支援等を行っております。2款総務費でございます。492万2千円減額し、33億4,203万5千円といたしました。1項総務管理費では、新型コロナウイルス感染症の影響で、毎年ポーランドへ小中学生を派遣しておりました、国際交流事業関係経費521万3千円の減額などがございます。3款民生費でございますが、352万3千円追加し、31億7,805万2千円といたしました。2項児童福祉費では、放課後児童クラブ数の増加による人件費123万2千円、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、空気清浄機などの備品購入費115万2千円の追加などがございます。6款農林水産業費でございますが、1,462万6千円追加し、2億5,631万9千円といたしました。2項林業費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、価格が下落した木材に対する木材価格緊急対策事業費補助金1,400万円の追加などがございます。7款商工費でございますが、2,128万5千円追加し、3億7,574万6千円といたしました。これは、とべ動物園、こどもの城からの誘客拡大を図るためMa a S技術を取り入れた検証実験を行うための委託料2,000万円の追加などがございます。8款土木費でございますが、3,135万円追加し、6億4,767万5千円といたしました。2項道路橋りょう費では、町道4路線の補修工事3,050万円の追加などがございます。9款消防費につきましては、130万5千円を減額し、6億6,626万5千円といたしました。これは消防団第7分団消防器具倉庫解体撤去工事104万5千円の追加などがございます。10款教育費でございますが815万2千円減額し、13億6,720万6千円といたしました。2項小学校費では、各小学校のカラープリンタ購入に係る備品購入費76万2千円追加、5項社会教育費では、感染症の影響により中止した事業等の減額のほか、中央公民館の体育館にカーテン及び網戸を設置する工事請負費72万1千円を追加、6項保健体育費でも、感染症の影響により中止した事業等の減額のほか、感染拡大により小中学校が臨時休校となったことに伴い、学校給食が中止されたことで影響を受けた給食基本物資加工委託事業者へ支援を行うため、学校臨時休業対策費補助金192万6千円を追加いたしました。歳入でございます。2ページをお願いいたします。14款国庫支出金1億3,285万8千円の追加、15款県支出金131万1千円追加、18款繰入金150万円減額、19款繰越金6,937万4千円減額、20款諸収入652万円減額し、歳入合計5,677万5千円といたしました。一般会計につきましては以上でございます。続きまして、介護保険事業特別会計についてご説明いたします。補正予算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。議案第45号、令和2年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号。令和2年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。保険事業勘定は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,177万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億15万3千円とする。第2項、歳入歳出予

算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年9月4日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございますが、5款基金積立金で介護保険事業運営基金への積立金4,828万4千円を追加しました。7款諸支出金は、前年度交付金等の精算に伴い、国等への返還金1,348万9千円を追加いたしました。歳入でございます。2ページをお願いいたします。4款支払基金交付金を302万9千円、8款繰越金5,874万4千円を追加いたしております。以上で一般会計及び介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第44号及び議案第45号の2件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第44号及び議案第45号の2件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、9月11日の本会議でお願いいたします。

~~~~~

- 日程第8 認定第1号 令和元年度砥部町一般会計決算認定について
- 日程第9 認定第2号 令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第3号 令和元年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第11 認定第4号 令和元年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
- 日程第12 認定第5号 令和元年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第6号 令和元年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第7号 令和元年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第8号 令和元年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第9号 令和元年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第17 認定第10号 令和元年度砥部町水道事業会計決算認定について

(説明、質疑、決算特別委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第8、認定第1号、令和元年度砥部町一般会計決算認定についてから日程第17、認定第10号、令和元年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。富岡会計管理者。

○会計管理者（富岡修） それでは、認定第1号から認定第10号までの令和元年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算認定についてご説明いたします。地方自治法第233条第3

項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。決算認定につきましては、本年も決算特別委員会を設置してご審議いただけると伺っておりますので、先に配布させていただいております、こちらの議案概要での説明とさせていただきます。それでは、議案概要の 3 ページの中段をご覧ください。認定第 1 号、令和元年度砥部町一般会計決算認定についてご説明いたします。歳入 102 億 7,150 万 9 千円、歳出 95 億 8,986 万 6 千円、差引額が 6 億 8,164 万 3 千円となっております。継続費遞次繰越額は 1 件の事業の繰越で 7 千円。繰越明許費繰越額は 7 件の事業の繰越で 3,662 万 1 千円となっており、実質収支額は 6 億 4,501 万 5 千円となっております。続きまして、認定第 2 号、令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定についてご説明いたします。まず、事業勘定でございますが、歳入 28 億 663 万 6 千円、歳出 24 億 7,343 万 3 千円、差引、実質収支とも 3 億 3,320 万 3 千円となっております。次に直営診療施設勘定でございますが、歳入 6,030 万円、歳出 6,020 万 3 千円、差引、実質収支とも 9 万 7 千円となっております。続きまして、認定第 3 号、令和元年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 2 億 7,352 万 1 千円、歳出 2 億 5,962 万 5 千円、差引、実質収支とも 1,389 万 6 千円となっております。4 ページをご覧ください。続きまして、認定第 4 号、令和元年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定についてご説明いたします。まず、保険事業勘定でございますが、歳入 22 億 5,170 万 7 千円、歳出 21 億 9,296 万 3 千円、差引、実質収支とも 5,874 万 4 千円となっております。次に介護サービス事業勘定でございますが、歳入 4,836 万円、歳出 4,836 万円となっており、差引、実質収支とも 0 円となっております。続きまして、認定第 5 号、令和元年度砥部町とべの館特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 4,747 万 4 千円、歳出 3,652 万 6 千円、差引、実質収支とも 1,094 万 8 千円となっております。続きまして、認定第 6 号、令和元年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 5,182 万 7 千円、歳出 4,909 万 7 千円、差引、実質収支とも 273 万円となっております。続きまして、認定第 7 号、令和元年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 2,784 万 2 千円、歳出 2,777 万 4 千円、差引、実質収支とも 6 万 8 千円となっております。続きまして、認定第 8 号、令和元年度砥部町浄化槽特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 1 億 353 万 5 千円、歳出 7,488 万 1 千円、差引、実質収支とも 2,865 万 4 千円となっております。続きまして、認定第 9 号、令和元年度砥部町公共下水道事業会計決算認定についてご説明いたします。収益的収入 3 億 778 万 3 千円、収益的支出 2 億 9,251 万 5 千円、資本的収入 3 億 4,667 万 3 千円、資本的支出 4 億 5,175 万 7 千円となっております。続きまして、認定第 10 号、令和元年度砥部町水道事業会計決算認定についてご説明いたします。収益的収入 3 億 6,292 万円、収益的支出 3 億 3,442 万 2 千円、資本的収入 8,650 万 4 千円、資本的支出 2 億 9,972 万 2 千円となっております。以上で、令和元年度各会計の決算認定の説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎）　ここで監査委員決算審査の報告を影浦代表監査委員が行います。影浦代表監査委員。

○代表監査委員（影浦浩二）　決算審査のご報告を申し上げます。町長から審査に付されま

した、令和元年度の砥部町一般会計、各特別会計、公共下水道事業会計及び水道事業会計の決算並びに定額資金運用基金の運用状況について、山口監査委員とともに、去る7月29日、30日及び8月3日の3日間、審査を実施いたしました。審査にあたっては、各担当課、事務局より予算執行の状況や事務事業の実績等の説明を求め、歳入歳出決算書と関係帳簿や証拠書類の照合、確認などを行いました。審査の結果、各会計の決算は、いずれの諸表も適正に表示され、計数的にも正確であり、予算の執行、財産の管理につきましても、概ね適正になされているものと認められました。まず、一般会計については、計画的、効率的な行財政運営に努められ、良好な状況であったと見受けられました。しかしながら、基金の残高は、平成26年度をピークに年々減少し、令和元年度は前年度より3億円減少し、23億5,000万円となり、過去最も低い残高となっております。また、町債残高は、中央公民館耐震・大規模改修事業や麻生保育所改築事業などによる借り入れが影響し、前年度より7億4,000万あまり増加し136億円を超え、近年増加傾向となっております。財政健全化指標等を見ても、健全財政を維持しているとは言えますが、今後、より慎重な財政運営が求められるところであります。主要財源である町税収入は、大手企業の移転と収益を大幅に下げた企業があったことによる法人町民税の減少により、対前年比で約3,500万円の減となっております。徴収率につきましては、引き続き高い水準を維持しており、担当職員の不断の努力の賜物と評価するところであります。今後とも、公平公正な課税と徴収に努めていただきたいと思います。美化センターにつきましては、施設の耐用年数も経過し、大規模な改修が必要となっており、高額な維持費を要しております。今後の慎重な協議、意思決定を期待するところであります。特別会計については、各会計とも実質収支において黒字を確保しているものの、厳しい運営状況が伺えます。国保診療所においては、医科・歯科共に受診者が右肩下がりに減少しております。広田地域唯一の医療機関として必要不可欠な施設であることは、誰もが認めるところでありますので、将来にわたる運営方法等について十分検討いただきたいと思います。また、とべ温泉においては、今後も一般会計から相当程度の繰入が必要になると推察されるところであります。同施設の位置付け及び今後の運営の方向性について慎重な判断をお願いしたいと思います。今後とも、それぞれの部署でのチェック体制を十分に機能され、適正な制度運営に努められることを期待します。また、公共下水道事業会計については、適正な入札執行などにより経費の削減に努められており、概ね良好な経営状況であると見受けられました。今後も、多額の経費の投入が見込まれますので、さらに徹底した経費の削減とともに、接続率の向上に不断の努力が払われることを期待します。また、水道事業会計については、堅実な運営に努められ、良好な状況であったと見受けられます。安定した水源の確保と、より安心安全な飲料水を供給するために、今後も、老朽化施設の改修など適正な事業の推進に努めていただきたいと思います。最後に、定額資金運用基金、砥部町奨学基金の運用状況がありますが、設置の目的に沿って適正に運用されているものと認められました。引き続き、適正な運用に努めていただきたいと思います。本町におきましては、今後も、あらゆる分野において、必要性和妥当性を常に意識され、有効かつ効率的な執行に取り組まれますとともに、目的を持った資金の確保に努められ、中長期財政計画に則った適正な財政運営の推進を

図り、住民福祉がより一層増進されることを期待いたします。その他詳細につきましては、審査意見書により、ご了承いただきたいと存じます。以上、これで決算審査の報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 説明と報告が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第10号までの決算認定10件については、監査委員を除く14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第10号までの決算認定10件については、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました、決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午前11時7分 休憩

午前11時8分 再開

○議長（政岡洋三郎） 再開します。決算特別委員会正副委員長の互選結果が、議長の手元にまいりましたので報告します。決算特別委員会委員長に中島博志君が、副委員長に佐々木公博君が互選されました。ご協力の程、よろしくお願ひします。決算特別委員会に付託しました、議案の審査報告については、12月定例会本会議でお願いいたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時9分 散会

令和2年第3回砥部町議会定例会（第3日） 会議録

招集年月日	令和2年9月11日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和2年9月11日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 柿本 正 2 番 佐々木公博 3 番 原田公夫 4 番 東 勝一 6 番 佐々木隆雄 7 番 森永茂男 8 番 松崎浩司 9 番 大平弘子 10 番 面岡利昌 11 番 政岡洋三郎 12 番 山口元之 13 番 井上洋一 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好		
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画政策課長 伊達定真 戸籍税務課長 門田 巧 介護福祉課長 松下寛志 建設課長 門田 作 生活環境課長 小中 学 会計管理者 富岡 修 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 岡田洋志 商工観光課長 高橋 桂 保険健康課長 池田晃一 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長 大内 均 上下水道課長 藤田泰宏 広田支所長 山本勝彦 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 堀潤一郎 局長補佐 楠 耕一		
傍 聴 者	1人		

令和2年第3回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

日程第 1 議案第 42 号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について

日程第 2 議案第 43 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 3 議案第 44 号 令和2年度砥部町一般会計補正予算（第5号）

日程第 4 議案第 45 号 令和2年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 5 発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出について

日程第 6 発議第 2 号 米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書提出について

日程第 7 議会改革特別委員の選任

日程第 8 議員派遣

追加日程第 1 議案第 46 号 財産の取得について

・閉 会

令和2年第3回砥部町議会定例会

令和2年9月11日（金）

午前9時30分開議

○議長（政岡洋三郎） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第42号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第1、議案第42号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。西岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（西岡利昌） 総務常任委員会に付託されました議案第42号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第42号は、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について、個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付を、全国のコンビニエンスストア等で行えるよう所要の規定の整備を行うものです。なお、附則において、この条例は令和3年1月20日から施行することとしています。よって議案第42号は、適正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第43号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第2、議案第43号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第 43 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 43 号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行っているものです。改正内容としましては、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際し、引き続き必要な保育等が提供されるよう必要な措置が講じられているときは、連携施設の確保が不要であること、保護者の疾病等の家庭において乳幼児を養育することが困難な場合、居宅訪問型保育の提供が可能であることを追加しています。また、附則において、この条例は公布の日から施行するとしています。よって議案第 43 号は、適正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 3 議案第 44 号 令和 2 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 4 議案第 45 号 令和 2 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 3、議案第 44 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号及び日程第 4、議案第 45 号、令和 2 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号の 2 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。森永産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（森永茂男） 産業建設常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 44 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算 第 5 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、農林水産業費、林業費関係では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、価格が下落した町内山林所有者等が市場に出荷する木材に対する補助金 1,400 万円を追加しています。商工費関係では、誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業委託料 2,000 万円を追加しています。全額国庫支出金で賄っています。また、権現山休憩所の石積み等の修繕を行うため、工事請負費 128 万 5 千円を追加しています。土木費、道路橋りょう費関係では、町道宮内塩ヶ森線ほか町道補修工事費

3,050万円を追加しています。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする財源組替を行っています。よって議案第44号については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお祈いします。

○議長（政岡洋三郎） 山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました補正予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。まず、議案第44号、令和2年度砥部町一般会計補正予算第5号のうち当委員会所管の歳出の主なもの、民生費、児童福祉費関係では、放課後児童クラブ数の増加により職員手当等に不足が見込まれるため、会計年度任用職員人件費123万2千円を追加しています。また、保育所及び認定こども園における新型コロナウイルス感染拡大防止を図るための備品購入費142万7千円を追加しています。財源として、県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を129万8千円充てています。教育費、保健体育費では、新型コロナウイルス対策として学校が臨時休業となり学校給食が中止されたことによって影響を受けた基本物資委託加工業者への補助金192万6千円を追加しています。財源として、国の学校臨時休業対策費補助金45万3千円を充てています。その他、新型コロナウイルス感染症の影響で、中止となった事業の関係経費を減額しています。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする財源組替を行っています。よって議案第44号については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。次に、議案第45号、令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号は、保険事業勘定のみ補正で、介護保険事業運営基金積立金を4,828万4千円追加しました。財源として、前年度繰越金及び支払基金交付金を充てています。また、令和元年度の国庫負担金等返還金1,348万9千円を追加しています。財源として、前年度繰越金を充てています。よって議案第45号については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 西岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（西岡利昌） 総務常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第44号、令和2年度砥部町一般会計補正予算第5号のうち、当委員会所管の歳出について主なもの、総務費、選挙費関係で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、投票所等で使用する感染防止用具など需用費29万1千円を追加しています。消防費、消防費関係で、消防団第7分団消防器具倉庫の解体撤去工事費104万5千円を追加しています。その他、新型コロナウイルス感染症の影響で、中止となった事業の関係経費を減額しています。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする財源組替を行っています。次に、歳入については、国庫支出金を1億3,285万8千円追加、県支出金を131万1千円追加、繰入金を150万円減額、諸収入を652万円減額、一般財源を6,937万4千円減額しています。よって議案第44号は、適正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

す。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は1件ごとに行います。議案第44号、令和2年度砥部町一般会計補正予算第5号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第44号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号、令和2年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第45号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第5、発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出について。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出について、砥部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。令和2年9月11日提出、砥部町議会議長政岡洋三郎様。提出者、面岡利昌。賛成者、松崎浩司、同、原田公夫。提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、今後の地方財政は、かつてな

い厳しい状況になることが予想されるため、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、国及び政府に対して意見書を提出するものでございます。なお、意見書及び提出先につきましては、お手元に配布をいたしておりますとおりでございます。以上、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって発議第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 発議第2号 米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書提出について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第6、発議第2号、米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） 発議第2号、米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書提出について、砥部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。令和2年9月11日提出、砥部町議会議長政岡洋三郎様。提出者、西岡利昌。賛成者、松崎浩司、同、原田公夫。提案理由でございますが、米軍機による低空飛行訓練は、爆音による被害のみならず、万一、墜落した場合には、県民を巻き込む大惨事につながりかねないものであり、県民の安全対策上の観点から、国及び政府に対して意見書を提出するものでございます。なお、意見書及び提出先につきましては、お手元に配布をいたしておりますとおりでございます。以上、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催します。

午前9時53分

午前10時19分

~~~~~

日程第7 議会改革特別委員の選任

○議長（政岡洋三郎） それでは再開します。日程第7、議会改革特別委員の選任を行います。本件は、菊池伸二議員のご逝去に伴い、1名の欠員が生じたので、これを補充するために行うものです。

お諮りします。議会改革特別委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、東勝一君を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって、東勝一君を議会改革特別委員に選任することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第8 議員派遣

○議長（政岡洋三郎） 日程第8、議員派遣を議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

お諮りします。ただいま、佐川町長から議案第46号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第46号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第46号 財産の取得について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 追加日程第1、議案第46号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。門田学校教育課長。

○**学校教育課長（門田敬三）** 議案第 46 号についてご説明申し上げます。財産の取得について。次の財産を取得するため、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。令和 2 年 9 月 11 日提出、砥部町長 佐川秀紀。提案理由でございますが、G I G A スクール構想の実現に向け、児童生徒及び教員が使用する端末を購入するため提案するものでございます。財産の取得の内容でございますが、1、財産の種類は備品、2、取得方法は指名競争入札、3、取得する財産は G I G A スクール端末、4、取得金額は 1 億 3,904 万円、5、取得の相手方は、松山市平和通り 3 丁目 2 番地 14、四国通建株式会社松山支店、取締役支店長、宮岡宏行です。議案第 46 号資料 1 ページをご覧ください。今回購入する物品はタブレット型の端末で、購入台数は児童生徒用 1,690 台、教員用 127 台で、合計 1,817 台です。端末の仕様及び用途はご覧のとおりでございます。資料 2 ページをご覧ください。G I G A スクール端末の購入について、8 月 31 日に指名競争入札を行った結果、四国通建株式会社松山支店が 1 億 3,904 万円で落札し、資料 3 ページのとおり 9 月 1 日に令和 3 年 3 月 24 日を納入期限とする物品購入仮契約を締結しております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（政岡洋三郎）** 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[「質疑なし」の声あり]

○**議長（政岡洋三郎）** 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありますか。
[「討論なし」の声あり]

○**議長（政岡洋三郎）** 討論なしと認めます。
採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。
[全員起立]

○**議長（政岡洋三郎）** 全員起立です。ご着席ください。
よって議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○**議長（政岡洋三郎）** 異議なしと認めます。
よって 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。佐川町長。

○**町長（佐川秀紀）** 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、3 日から本日までの 9 日間にわたり、連日、終始熱心なご審議を賜り、継続審議となりました決算認

定を除き、議案をご議決いただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。私も、議員の皆様も、残り5か月の任期となりました。これから、令和3年度予算の編成時期を迎えますが、引き続き健全財政を堅持しつつ、コロナ禍で疲弊した地域社会の活性化に鋭意取り組んでまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。残暑厳しい中、朝夕少しずつ涼しくなり、寒暖の差が激しい季節となってまいりました。議員の皆様におかれましては、くれぐれもお身体にご自愛のうえ、町政の進展、地域の発展に、より一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 以上をもって、令和2年第3回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時27分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

資 料

令和2年9月4日

決算特別委員会 委員名簿

役 職	氏 名
委 員 長	中 島 博 志
副 委 員 長	佐々木 公 博
委 員	柿 本 正
委 員	原 田 公 夫
委 員	東 勝 一
委 員	佐々木 隆 雄
委 員	森 永 茂 男
委 員	松 崎 浩 司
委 員	大 平 弘 子
委 員	面 岡 利 昌
委 員	政 岡 洋三郎
委 員	井 上 洋 一
委 員	平 岡 文 男
委 員	三 谷 喜 好